

湯河原町 高齢者生きがいプラン

湯河原町第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



ゆたぽんファイブ
ゆたぽんファイブ
ゆたぽんファイブ

令和3年3月

湯河原町



はじめに

我が国の高齢化は急速に進行しており、2025年（令和7年）には、団塊の世代の方々が75歳以上となるほか、2040年（令和22年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、世界でも類を見ない超高齢社会に突入してまいります。

また、一人暮らしの高齢者や、認知症などにより介護を必要とする高齢者の増加も予測されることから、より一層きめ細かなサービスが提供できる体制の確保も必要となってまいります。

このような状況を踏まえ、本町では、本格的な超高齢社会に対応すべく、高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に基づく「湯河原町高齢者生きがいプラン ～湯河原町第8期介護保険事業計画～」を策定しました。

本計画の基本理念である「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するため、超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援を目標とした各事業の取組みに努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました介護保険事業計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの町民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

湯河原町長 富田幸宏

= 目次 =

序章	計画策定の基本事項	
1	計画の策定趣旨	3
2	日常生活圏域の設定	5
3	計画の基本的な考え方	5
4	高齢者をめぐる現状と推計	6
第1章	利用者の立場に立った介護保険サービスの推進	
1	介護サービスの質の向上	18
2	介護人材の確保と資質の向上	19
3	介護給付適正化の取組み	21
第2章	高齢者を地域全体で支える仕組みづくり	
1	地域包括支援センターの設置	23
2	在宅医療・介護連携の推進	25
3	認知症施策の推進	28
4	生活支援体制整備の推進	34
5	地域ケア会議の推進	36
第3章	健康づくりと介護予防の推進	
1	効果的な総合事業の実施	40
2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	47
3	リハビリテーションサービス提供体制の構築	48
4	自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組み	48
5	生きがいづくりの促進	50
第4章	地域の実情に応じたサービスの推進	
1	高齢者福祉サービスの充実	53
2	任意事業（地域支援事業）の促進	58
3	市町村独自事業の考え方	59
4	高齢者の多様な住まいの促進	60
5	権利擁護事業の促進	62
6	災害・感染症対策の推進	64
第5章	各種サービス事業量の見込み	
1	居宅サービス事業量の見込み	68
2	地域密着型サービス事業量の見込み	80
3	居宅介護支援等事業量の見込み	85
4	施設サービス事業量の見込み	87
5	必要利用定員総数の設定	89
6	療養病床の円滑な転換を図るための取組み	89
7	中長期的な事業量の見込み	90
第6章	介護保険料の算定等	
1	総給付費の推計	93
2	標準給付費の推計	93
3	地域支援事業費の推計	94
4	介護保険料（基準額）の算定	95
5	中長期的な事業費等の見込み	96
6	所得段階別保険料の算定	97

序 章 計画策定の基本事項

- 1 計画の策定趣旨
- 2 日常生活圏域の設定
- 3 計画の基本的な考え方
- 4 高齢者をめぐる現状と推計



【この章における用語の解説】

- ・ **地域包括ケアシステム（3頁）**
高齢者を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを、地域で一体的に提供するシステムをいう。
- ・ **高齢化率（5頁）**
総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。
- ・ **要介護認定者（7頁）**
市町村に設置される介護認定審査会において、要支援・要介護と認定された方をいう。
- ・ **認定率（7頁）**
第1号被保険者数に占める要介護認定者の割合をいう。

1 計画の策定趣旨

(1) 法的根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

(2) 計画の期間等

計画は、国が定める基本指針等に基づき3か年ごとに策定し、当該期間における標準給付費の見込みや高齢者施策等を位置づけます。令和2年度は、令和3年度から令和5年度までの事業等を定める第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）の策定年度となります（【図1】参照）。

なお、第8期計画の策定に当たっては2025年（令和7年）の構築を目指した地域包括ケアシステムの整備や、更には現役世代の急減が予測される2040年（令和22年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護ニーズ等を中長期的に見据えた策定とします（【図2】参照）。

【図1】計画の期間

	H30	R1	R2 見直し	R3	R4	R5 見直し	R6	R7	R8 見直し	R9	R10	R11 見直し
計画期間	← 第7期 →			← 第8期 →			← 第9期 →			← 第10期 →		

【図2】次期介護保険制度改正（概要）

- 1 **介護予防・地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～**
 - ・一般介護予防事業等の推進
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の機能強化
 - ・地域包括支援センターの機能や体制の強化
 - ・認知症施策推進大綱に沿った施策の推進
- 2 **地域包括ケアシステムの推進 ～地域特性等に応じた介護基盤整備～**
 - ・地域の実情に応じた介護サービス基盤整備
 - ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保
 - ・医療・介護の連携
 - ・質の高いケアマネジメントを実現できる環境の整備
- 3 **介護現場の革新 ～人材確保・生産性の向上～**
 - ・人材確保・離職防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進
 - ・生産性向上の取組みの推進
- 4 **費用負担等の見直し**
 - ・食費・居住費の補足給付の負担の均衡化
 - ・高額介護（予防）サービス費の見直し など

(3) 計画策定の視点と方法

ア 高齢者に対するアンケート等の実施

高齢者等の日常生活の実態や現状を把握するとともに、希望する居住環境や町への要望・意見などを把握することで、より実態に即した計画策定となるよう高齢者等に対するアンケート調査を実施しました。

[アンケート結果の概要は、8～16頁参照]

また、計画素案の段階でパブリックコメントを実施し、住民のご意見を伺う機会を設けました。

[パブリックコメントに対するご意見等は、ありませんでした。]

イ 計画の策定体制

給付実績の動向や、上記における高齢者の実態把握に加え、保健・医療・福祉の専門職や住民代表などで構成する「湯河原町介護保険事業計画等策定委員会」（以下「計画策定委員会」という。）を設置し、専門的見地からのご意見等をいただきました。

【湯河原町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿】

（令和3年3月末現在）

	氏名	構成
1	委員長 小松 孝義	小田原医師会の推薦する者
2	副委員長 梅原 紘明	湯河原町民生委員・児童委員協議会の推薦する者
3	委員 平間 章弘	小田原歯科医師会の推薦する者
4	// 常盤 孝司	小田原薬剤師会の推薦する者
5	// 小澤 稔	湯河原町社会福祉協議会の推薦する者
6	// 小澤 一男	湯河原町区長連絡協議会の推薦する者
7	// 木村 富喜子	湯河原町老人クラブ連合会の推薦する者
8	// 岡本 淳子	神奈川県社会福祉士会の推薦する者
9	// 樋口 正樹	介護老人福祉施設の代表者
10	// 松岡 秀典	介護老人保健施設の代表者
11	// 本多 美弥子	保健・福祉の知識を有する者
12	// 中條 和子	神奈川県小田原保健福祉事務所の推薦する者

ウ 計画の進行管理と点検

第8期計画の開始から一定期間後に、実施過程などを含んだ事業の実施状況や介護予防の効果等を点検の上、各事業の目標達成度を評価するなど計画の進行管理を図ります。



2 日常生活圏域の設定

本町における住民の生活形態や意識、交通網、更にはコミュニティなど地域における多様な特性を踏まえ、第7期計画と同様に「1圏域」と設定します。

3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』

- 本町の高齢化率は、既に40%を超えており、国の数値よりも高い水準で推移しています。
- また、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加も見込まれるなど、急激な高齢化の進展の中で、多くの町民の方が住み慣れた地域において、安心して生活し続けることができるか不安を抱えています。
- こうした不安が少しでも解消できるよう、高齢者の医療・介護・福祉に関わる様々な施策を推進し、高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 基本目標

『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』

- 基本理念を実現するため、超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援を目標として各事業に取り組みます。

(3) 手段目標

『利用者の立場に立った介護保険サービスの推進』

- より利用しやすい介護サービスと、質の向上を推進します。

『高齢者を地域全体で支える仕組みづくり』

- 地域包括支援センターを中心に、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進します。

『健康づくりと介護予防の推進』

- 健康を保ち、できる限り介護を必要としない生活を維持するためにも効果的な総合事業を推進します。

『地域の実情に応じたサービスの推進』

- 地域の実情に応じた福祉サービスの推進に努めるとともに、サービスをより身近に感じ利用しやすくなるよう推進します。

4 高齢者をめぐる現状と推計

(1) 高齢者人口の動向

これまでに増加傾向にあった高齢者人口は、令和2年度をピークに減少に転じる見込みであり、第8期計画の最終年度（令和5年度）には9,908人（高齢化率45.1%）になるものと推計しています。

年齢階層別では、65-74歳の高齢者は平成27年度をピークに減少に転じていますが、介護リスクの高い75歳以上の高齢者は継続して増加していることから、今後一層、要介護認定者は増加するものと見込まれます。

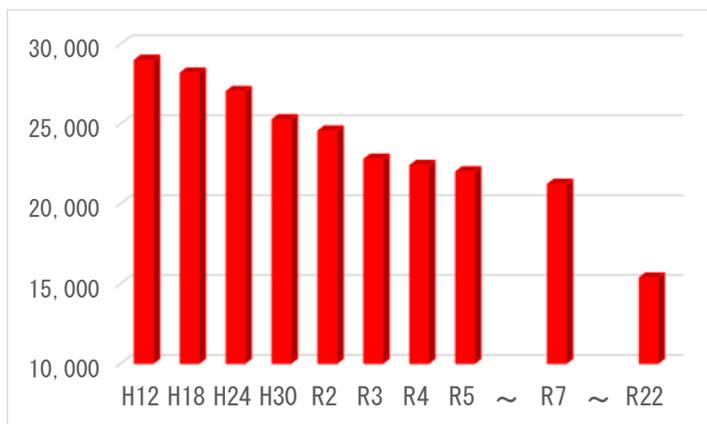
なお、高齢者人口は、現状においてピークに達しつつあり、第8期計画の期間において減少に転じるものと推計しています。

（基準日：10月1日）、（単位：人）

	第7期（実績値）			第8期（推計値）			（推計値）	（推計値）
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7 (2025年)	R22 (2040年)
総人口	25,247	24,884	24,536	22,768	22,376	21,985	21,198	15,342
高齢者人口	10,053	10,086	10,159	10,025	9,968	9,908	9,790	8,995
65-74歳	4,799	4,644	4,604	4,166	3,977	3,787	3,408	3,371
75歳以上	5,254	5,442	5,555	5,859	5,991	6,121	6,382	5,624
高齢化率	39.8%	40.5%	41.4%	44.0%	44.5%	45.1%	46.2%	58.6%
40-64歳人口	8,346	8,251	8,111	7,833	7,684	7,530	7,224	3,999

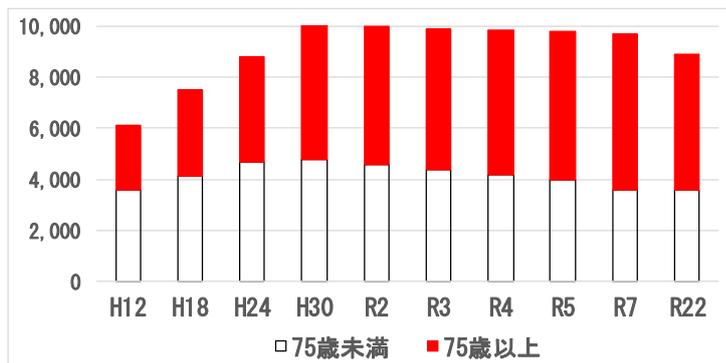
【図3】総人口の推移

◆総人口は、減少傾向にある。



【図4】高齢者人口の推移

- ◆75歳以上は、増加傾向にある。
- ◆65-74歳は、減少傾向にある。
- ◆高齢者人口全体では、令和2年度をピークに、減少に転じるものと推計する。



(2) 要介護認定者の動向

介護リスクが高まる 75 歳以上の高齢者の増加等に伴い、要介護認定者数も増加する見込みであり、第8期計画の最終年度（令和5年度）には 1,754 人（認定率 17.9%）になるものと推計しています。

推計に当たっては、これまでの年齢区分ごとの認定率を参考に、地域支援事業の一定の効果等も踏まえ推計しています。

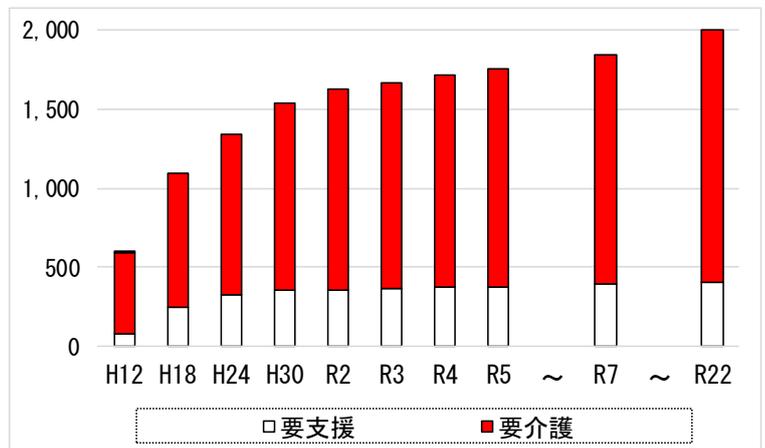
（単位：人）

	第7期（実績値）			第8期（推計値）			（推計値）	（推計値）
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 7 （2025年）	R22 （2040年）
第1号被保険者数	9,900	9,914	9,990	9,930	9,870	9,811	9,693	8,893
要介護認定者 （認定率）	1,538 15.5%	1,629 16.4%	1,643 16.4%	1,667 16.8%	1,713 17.4%	1,754 17.9%	1,839 19.0%	2,004 22.5%
要支援1	184	166	157	152	157	158	165	166
要支援2	174	198	211	210	215	220	229	240
（小計）	358	364	368	362	372	378	394	406
要介護1	422	456	421	439	453	464	487	511
要介護2	290	294	326	331	339	349	366	405
要介護3	215	238	220	233	239	244	256	285
要介護4	168	174	201	188	193	199	210	249
要介護5	85	103	107	114	117	120	126	148
（小計）	1,180	1,265	1,275	1,305	1,341	1,376	1,445	1,598

※第1号被保険者数とは、高齢者人口から住所地特例者を勘案した数値です。

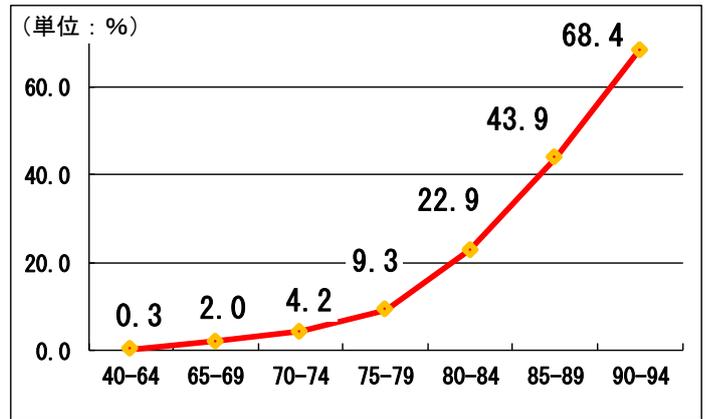
【図5】要介護認定者の推移

◆75歳以上の高齢者の増加等に伴い、要介護認定者の増加傾向は継続する見込みである。



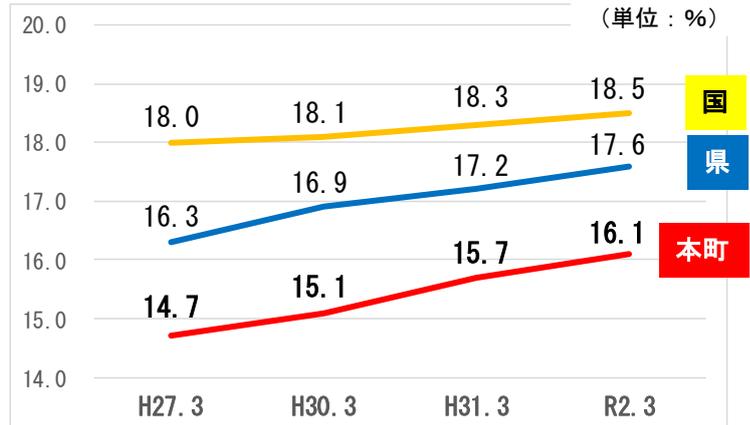
【図6】年齢区分別の認定率

- ◆加齢とともに、介護認定のリスクが高まる状況にある。
- ◆75歳以上では4人に1人以上が85歳以上では2人に1人以上が要介護認定を受けている。



【図7】認定率の推移

- ◆加齢とともに、認定率は上昇傾向にある。
- ◆本町の認定率は、国、県の平均値と比べ、1～2ポイント低い数値で推移している。



(3) アンケート結果から見る高齢者等の状況

ア 趣旨

第8期計画を策定するに当たり、より地域の実情に応じた計画となるよう高齢者の日常生活の実態や介護保険サービスの利用状況、今後の居住環境等をアンケート方式により確認したものです。

イ 対象者及び実施方法

対象者	対象数	回収数
(1) 一般高齢者		1,163 人
無作為抽出による郵送方式	2,000 名	894 人
老人クラブ等による声かけ方式	町内全域	269 人
(2) 要介護認定者	在宅サービスの受給者	260 人
担当ケアマネジャーによる聞き取り方式		
(3) 家族介護者（在宅）	要介護3以上の受給者家族	70 人
担当ケアマネジャーによる聞き取り方式		
合 計		1,493 人

ウ 実施期間

令和元年10月3日（月）から令和2年3月31日（火）まで

(4) 集計結果（概要）

ア 一般高齢者

《年齢及び家族構成》

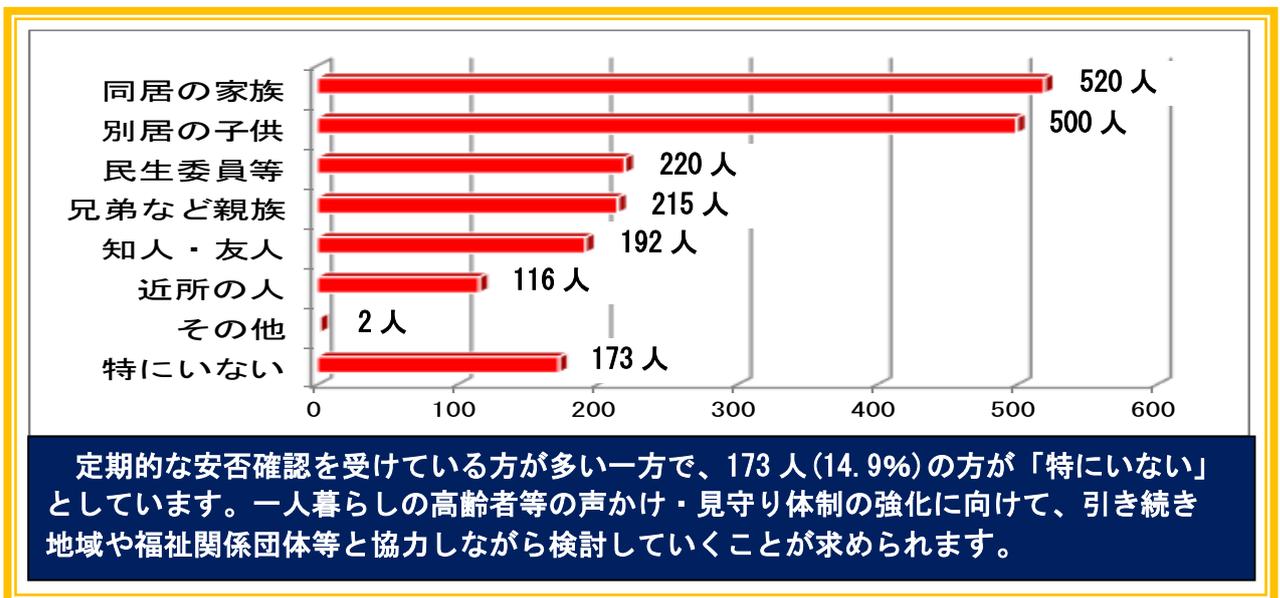
[年齢]

■ 65歳以上 75歳未満	491人 (42.2%)
■ 75歳以上 85歳未満	456人 (39.2%)
■ 85歳以上	216人 (18.6%)

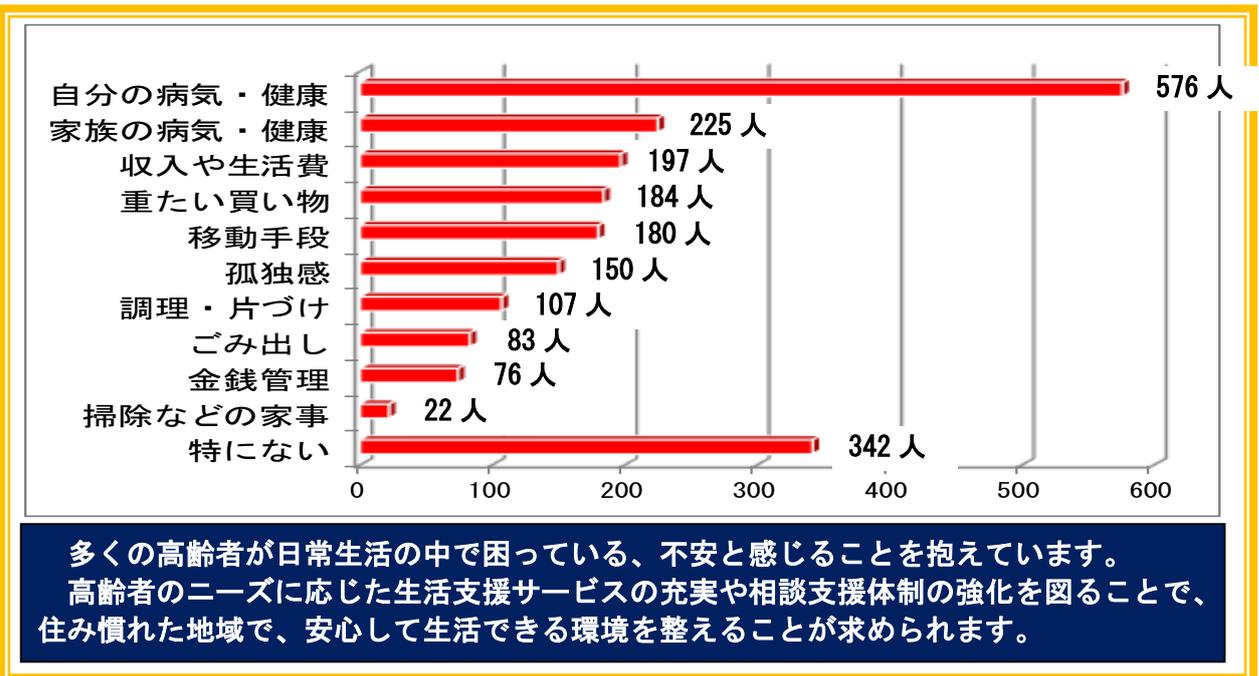
[家族構成]

● 高齢者のみ	447人 (38.4%)
● 子供等と同居	376人 (32.3%)
● 一人暮らし	338人 (29.1%)
● その他	2人 (0.2%)

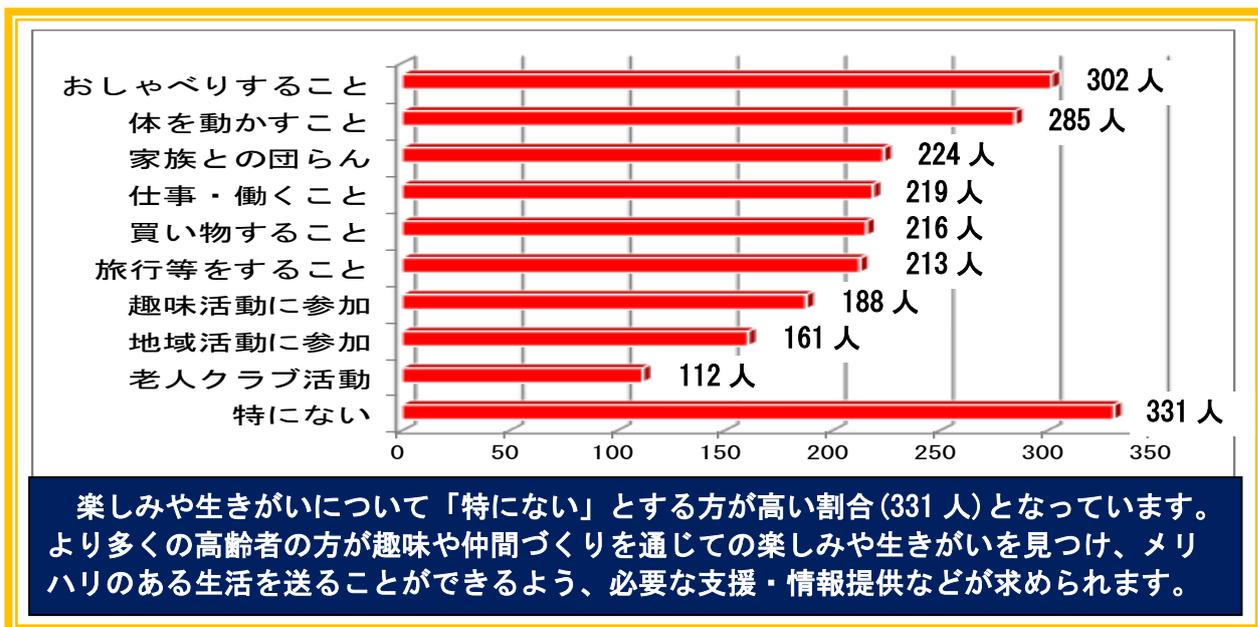
① 定期的に安否確認等してくれる方について(複数回答)【質問5】



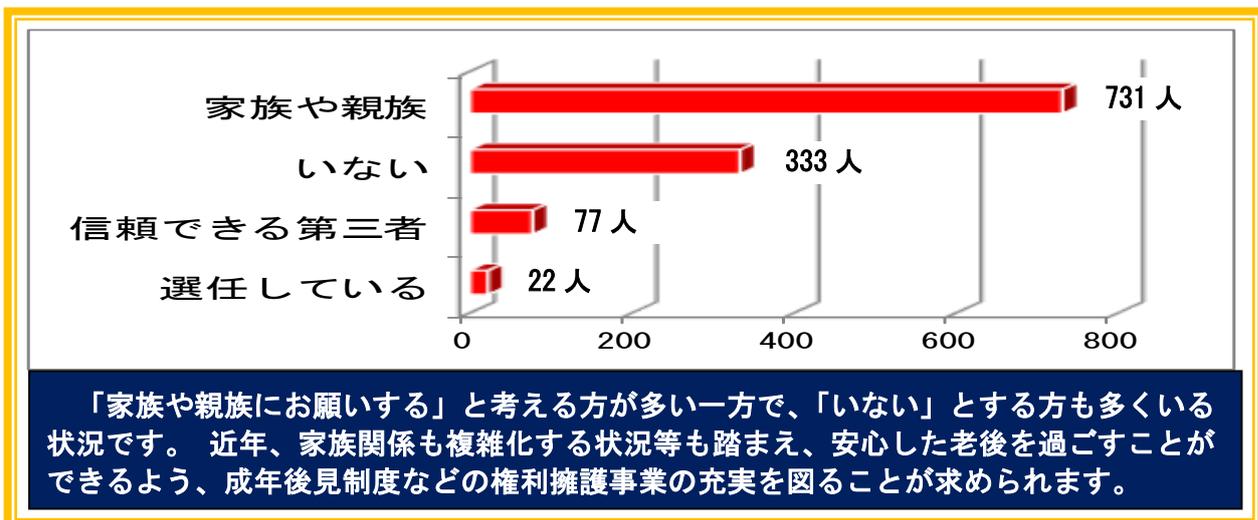
② 生活の中で困っていること、不安に思うことについて(複数回答)【質問6】



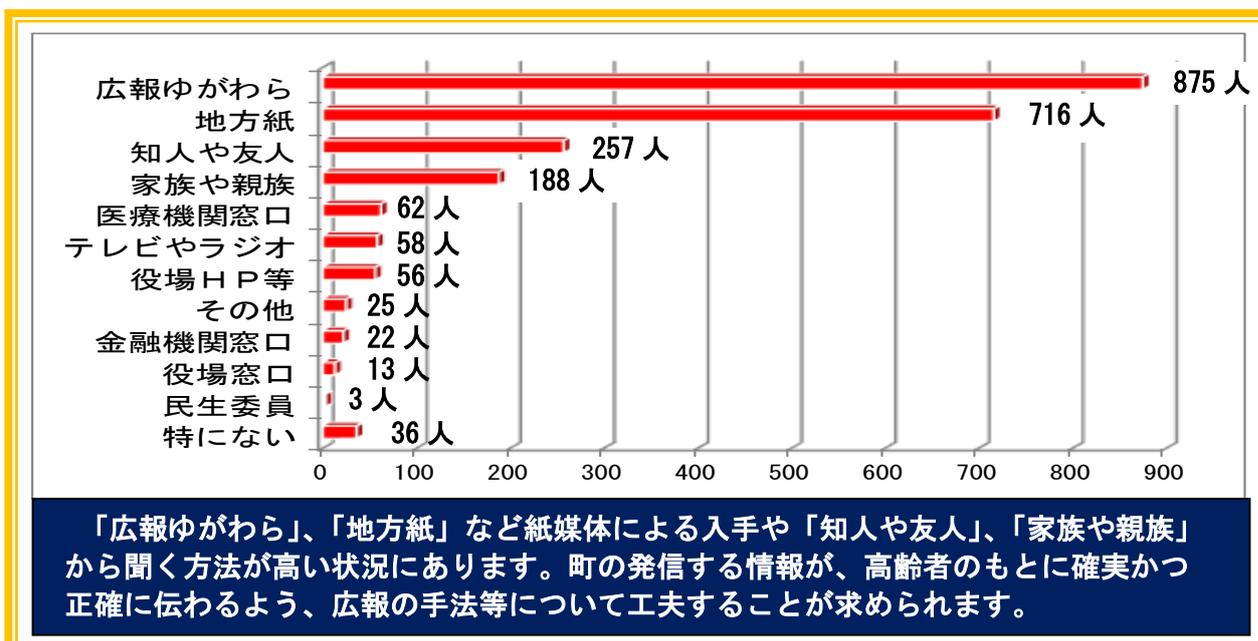
③ 楽しみ・生きがいと感ずること(複数回答)【質問7】



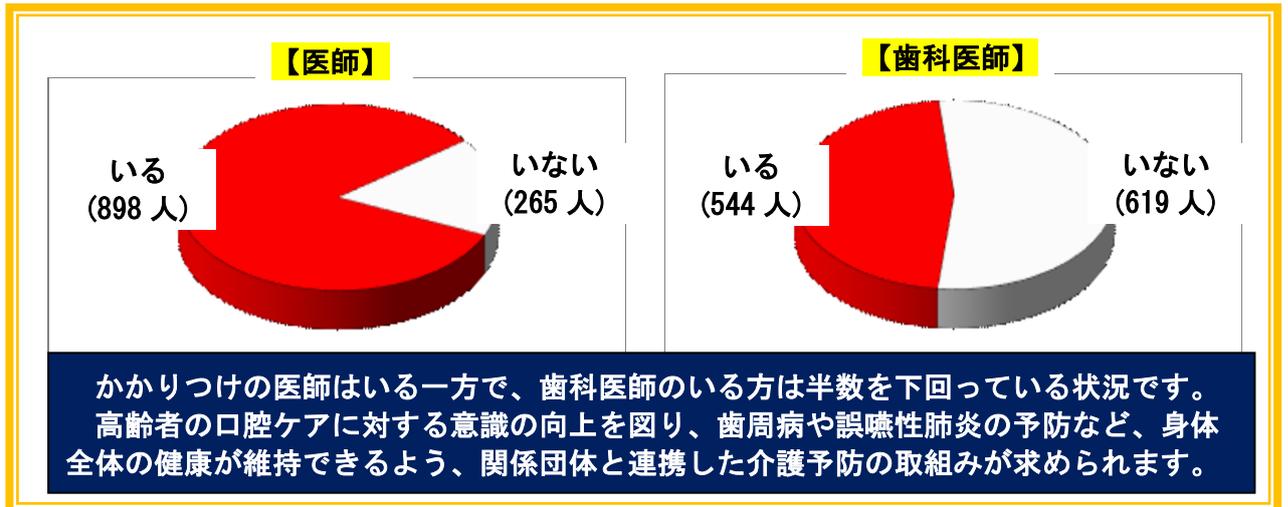
④ 判断能力が低下した場合の財産管理などについて【質問15】



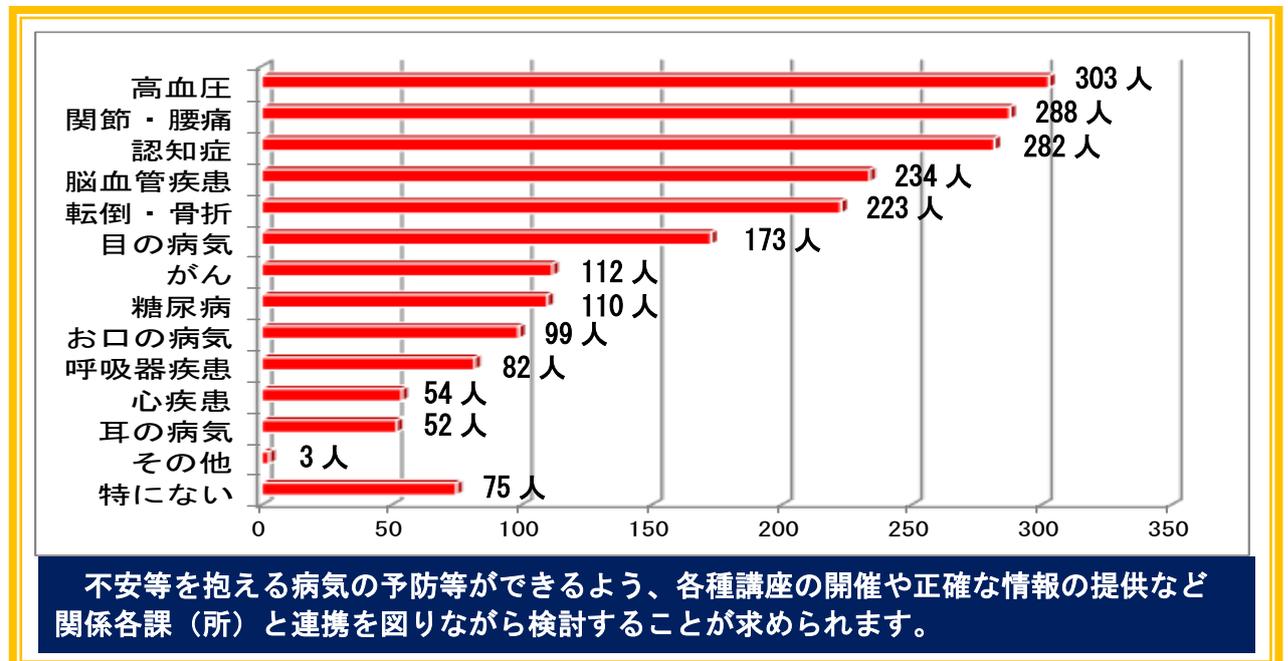
⑤ 町からの情報の入手方法について(複数回答)【質問11】



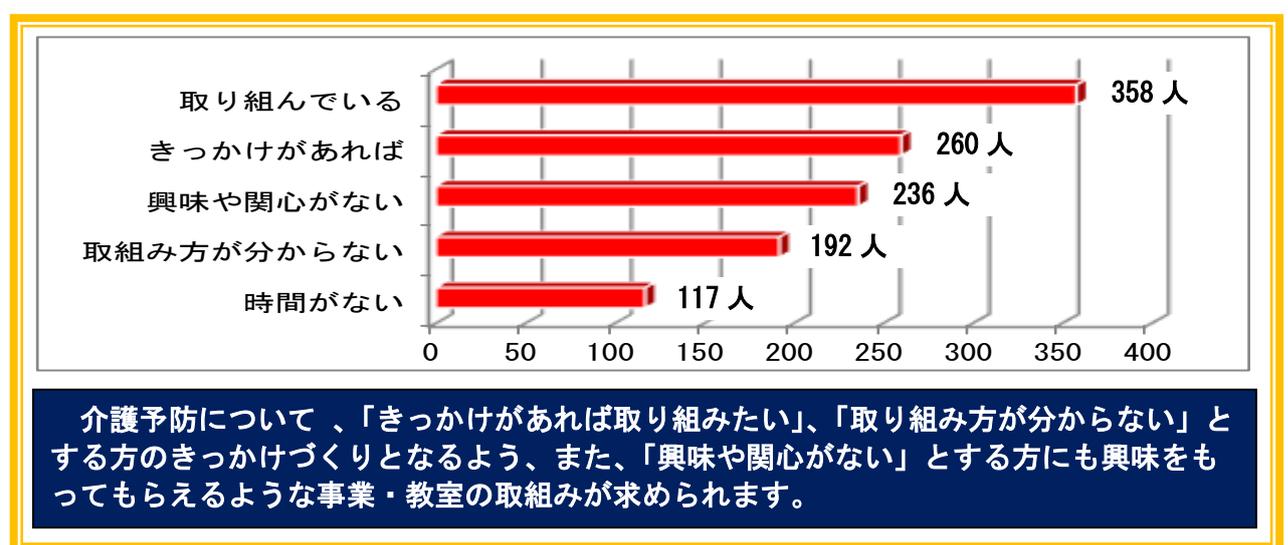
⑥ かかりつけの医師、歯科医師について【質問 16】



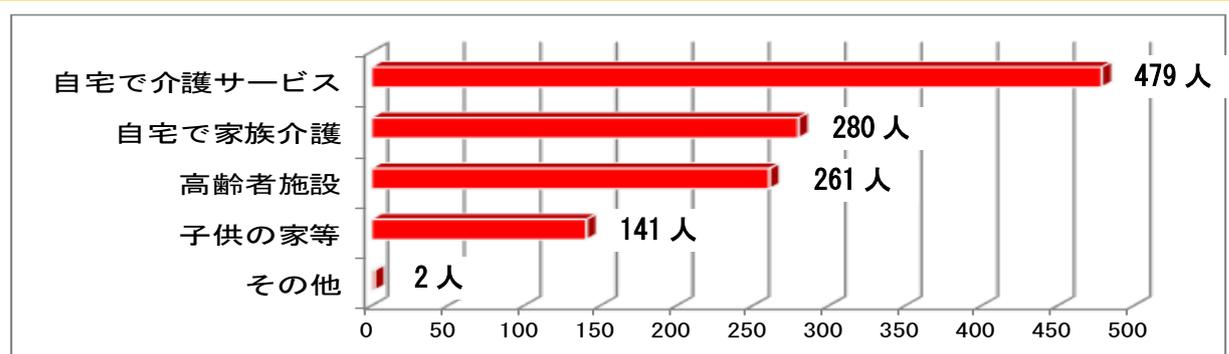
⑦ 特に不安や心配のある病気について(2つまで)【質問 17】



⑧ 介護予防の取り組みについて【質問 18】

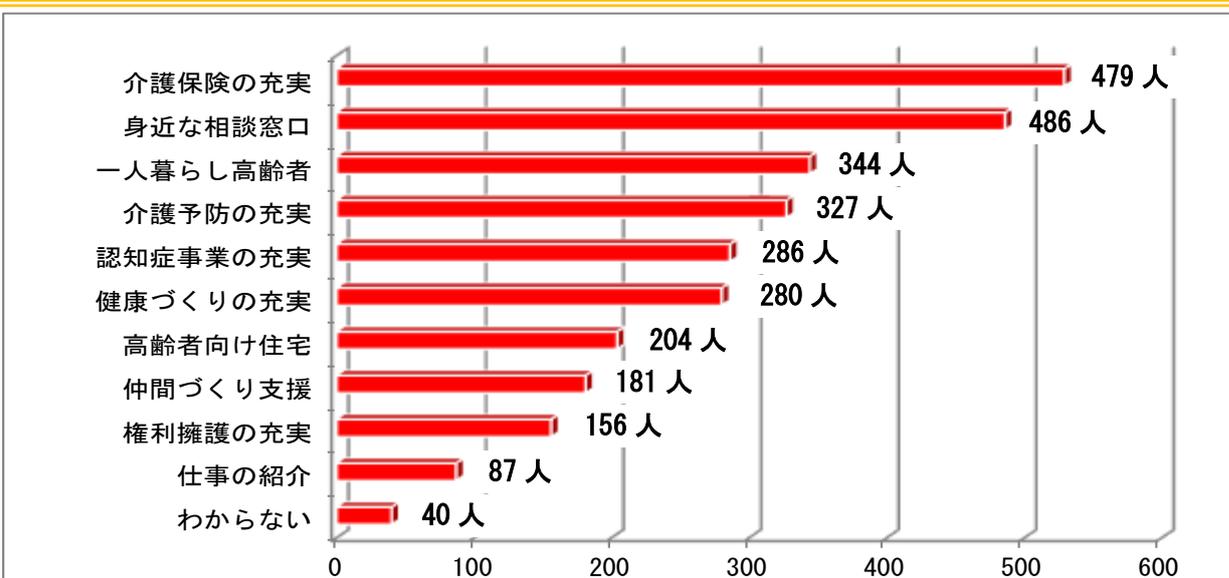


⑨ 介護が必要となった場合の生活場所について【質問 23】



介護が必要となった場合、現在の自宅での生活を希望する方が高い割合を占めています。可能な限り、住み慣れた地域や自宅において過ごすことができるよう、介護保険（在宅）サービスの充実が求められます。

⑩ 高齢者福祉の充実について(3つまで)【質問 25】



高齢者ニーズを十分踏まえた上で、現状及び将来における課題等に対応した福祉施策を検討していくことが求められます。

イ 要介護認定者

《年齢及び要介護認定区分》

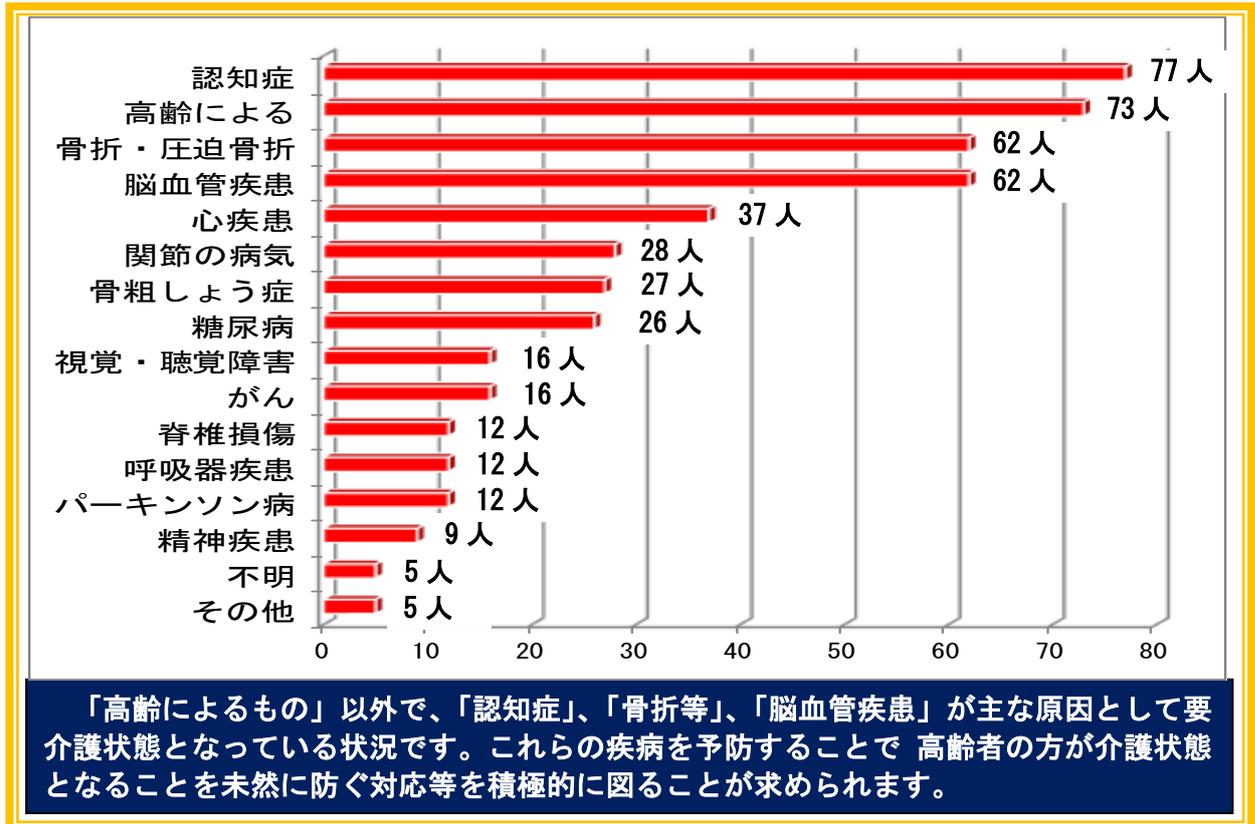
[年齢]

■ 65 歳以上 75 歳未満	39 人 (15.0%)
■ 75 歳以上 85 歳未満	103 人 (39.6%)
■ 85 歳以上	118 人 (45.4%)

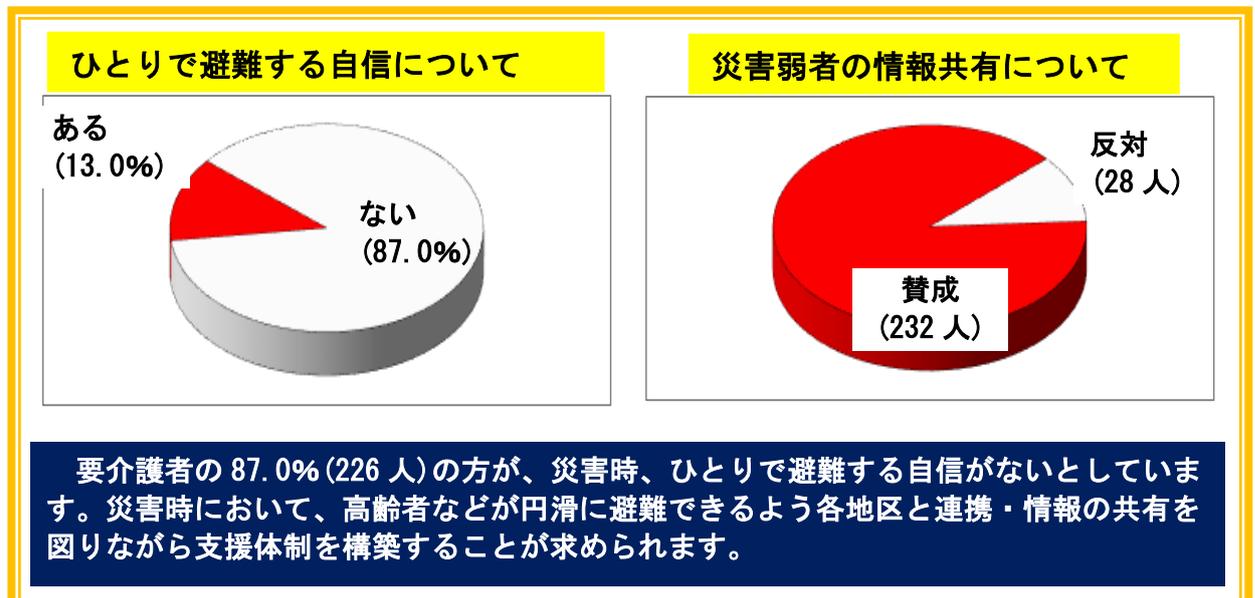
[要介護認定区分]

● 要支援 1・2	19 人 (7.3%)
● 要介護 1・2	201 人 (77.3%)
● 要介護 3～5	40 人 (15.4%)

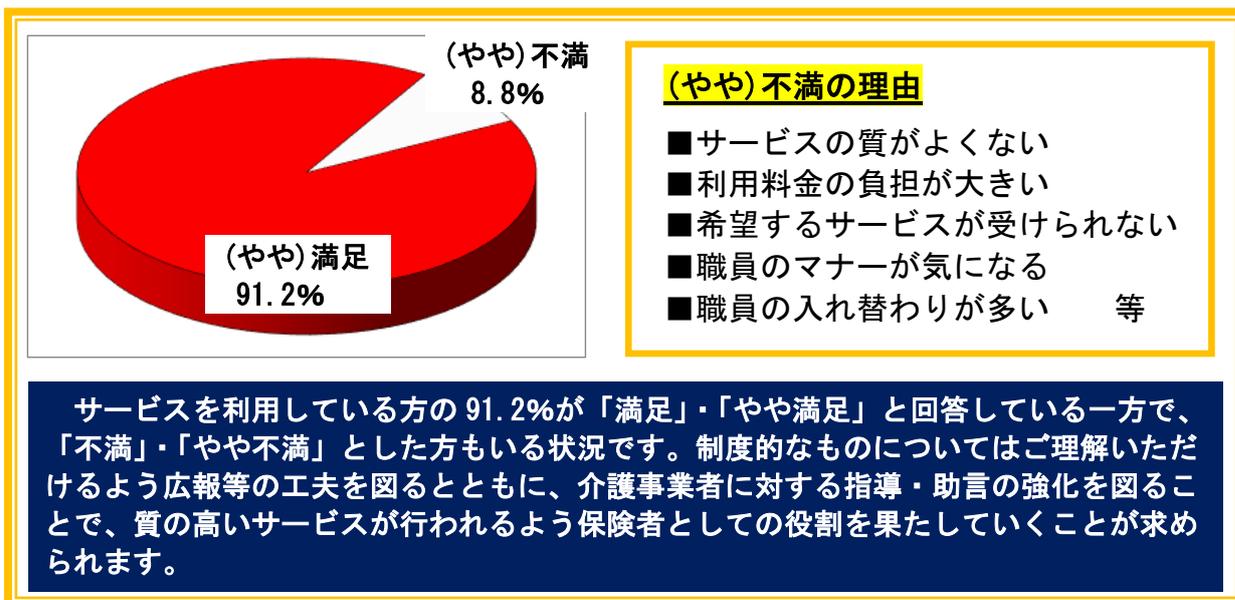
① 介護状態となった主な原因について(複数回答)【質問6】



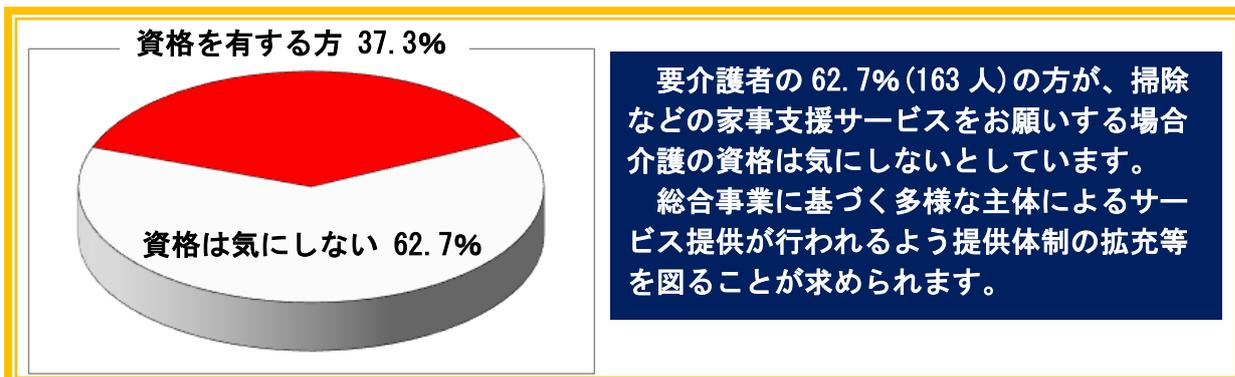
② 災害時の安否確認・避難支援等について【質問 14】、【質問 15】



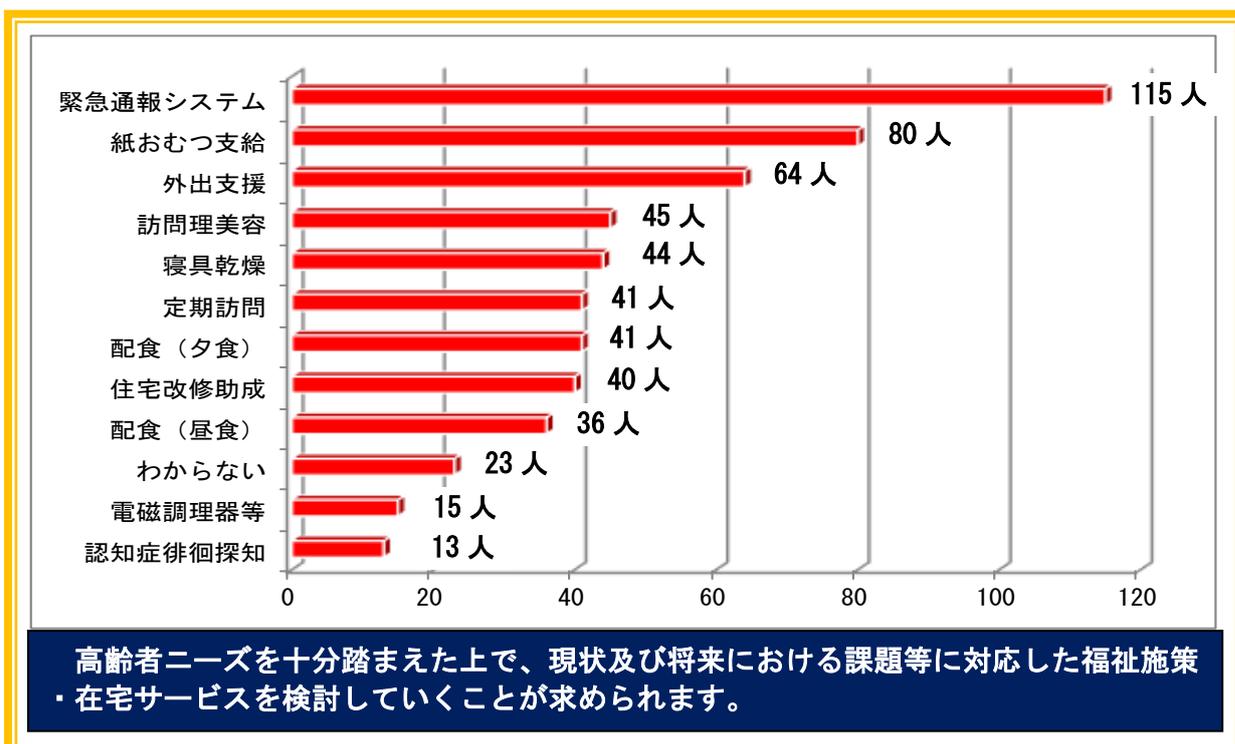
③ 介護サービスの満足度等について【質問 19】、【質問 19-1】



④ 家事支援サービスの提供主体について【質問 20】

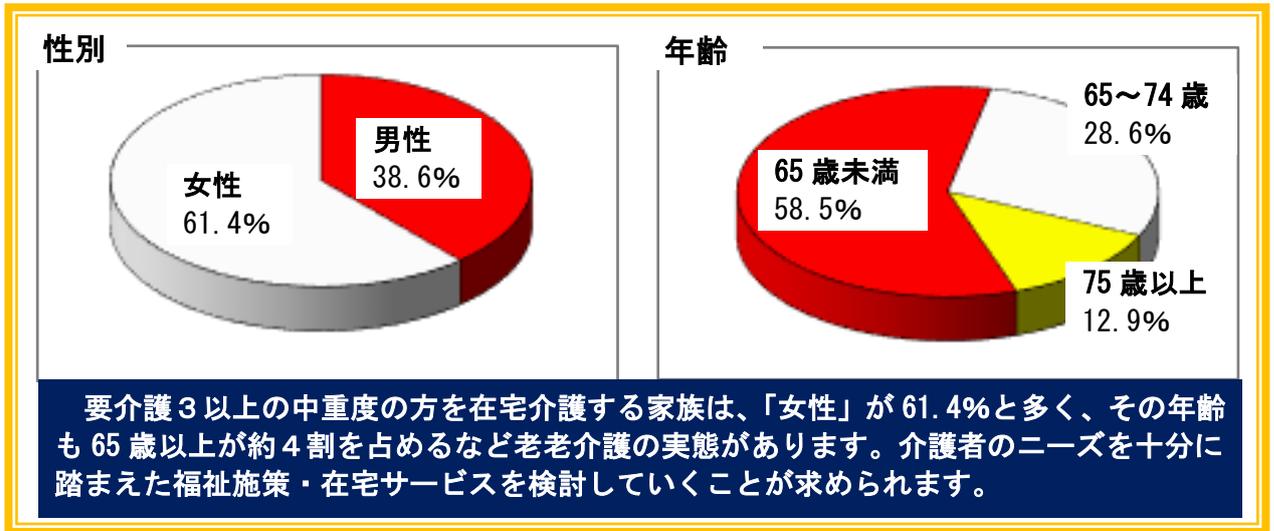


⑤ 在宅生活を続けるために必要と思うサービスについて(3つまで)【質問 24】

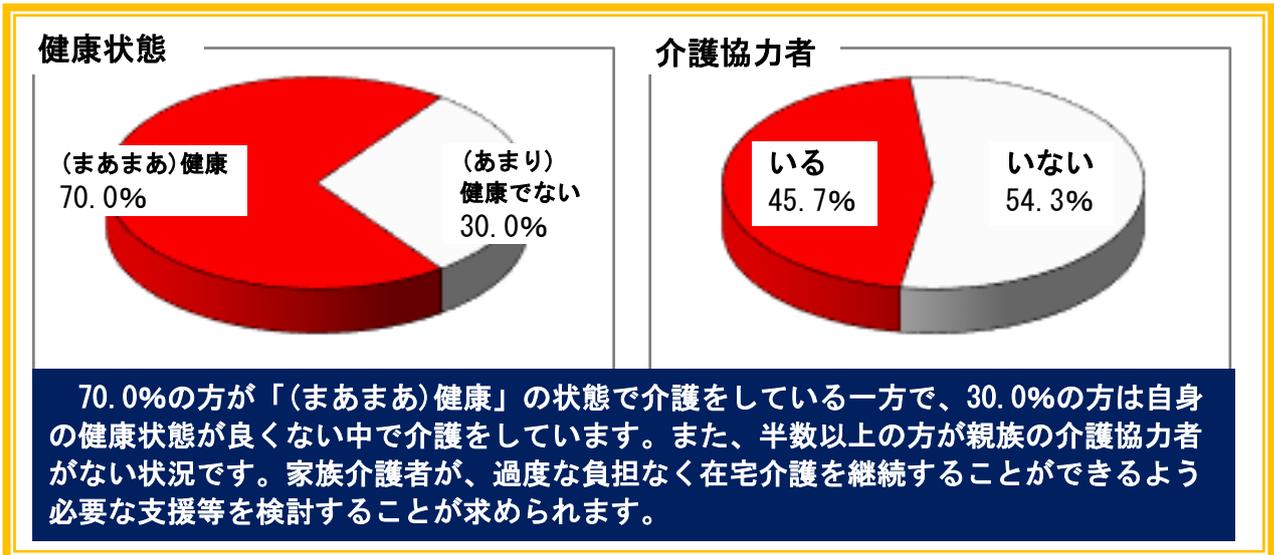


ウ 家族介護者

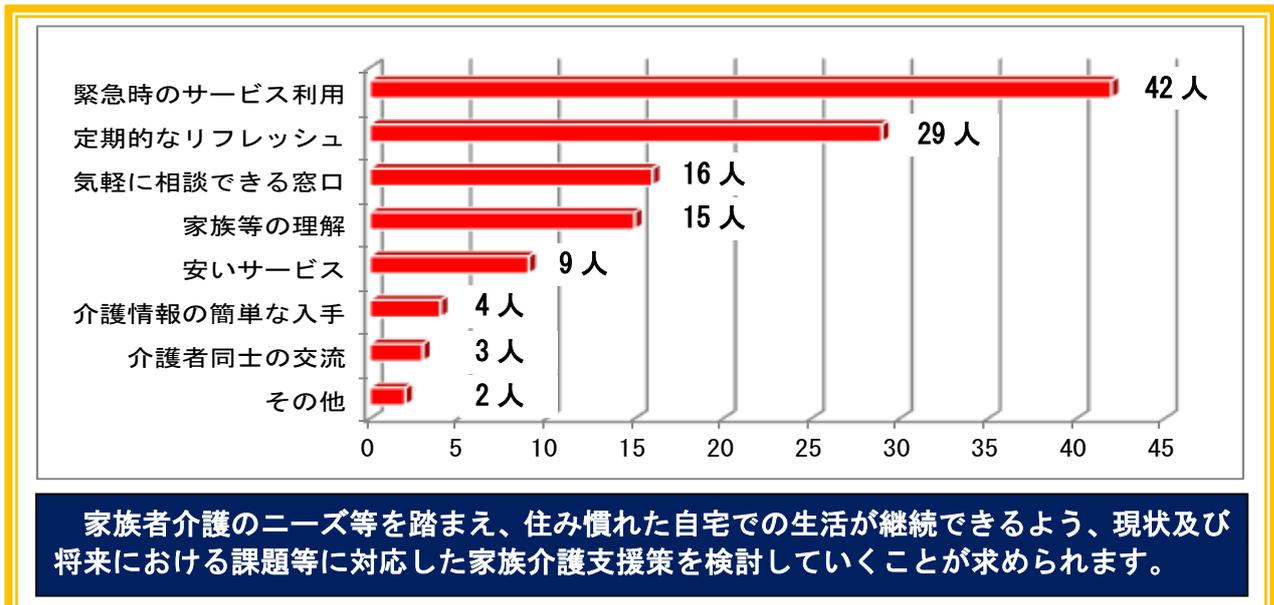
① 性別、年齢について【質問1】、【質問2】



② 主介護者の健康状態、介護協力者について【質問4】、【質問8】



③ 在宅介護を継続するために必要と思うものについて(2つまで)【質問11】



エ 自由意見

【自分自身に関すること】

- ・現状、何とか生活・介護ができていたものの将来への不安を抱えているそれぞれの状況について、60件のご意見をいただきました。

【広報等に関すること】

- ・各サービスの情報提供や気軽に相談できる窓口の設置などについて、23件のご意見をいただきました。

【制度・事業等に関すること】

- ・介護保険料やサービス利用者負担など制度に関することや、町の高齢福祉サービス事業について、105件のご意見をいただきました。

【行政（町）に関すること】

- ・きめ細かな介護・福祉行政の取り組みについて、65件のご意見をいただきました。

【移動手段に関すること】

- ・医療機関等への移送サービスの充実等について、40件のご意見をいただきました。

【医療・保健に関すること】

- ・総合病院、救急体制の確保など医療の充実等について、101件のご意見をいただきました。

- 高齢者アンケートの集計結果は、別冊『第8期介護保険事業計画策定に向けた高齢者アンケート（集計結果）』（令和2年6月）をご覧ください。

- 町ホームページでも掲載しています。

湯河原町高齢者アンケート集計結果



第1章 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進

- 1 介護サービスの質の向上
- 2 介護人材の確保と資質の向上
- 3 介護給付適正化の取組み



【この章における用語の解説】

- ・ **国民健康保険団体連合会（18 条）**
介護保険法に基づき、市町村から審査支払事務や苦情処理事務等を受託する機関をいう。
- ・ **地域密着型サービス事業者（18 条）**
認知症高齢者グループホームなどのサービスを提供する事業者で、市町村が指定権限等を有する事業者をいう。
- ・ **居宅・施設サービス事業者（18 条）**
ホームヘルプサービスやデイサービス・特別養護老人ホームなどのサービスを提供する事業者で、都道府県が指定権限等を有する事業者をいう。
- ・ **団塊の世代（19 条）**
昭和 22 年～24 年ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代をいう。
- ・ **介護職員初任者研修（20 条）**
ホームヘルパーなど介護の仕事に就こうとする人に必修と定められている研修をいう。
- ・ **ケアマネジャー（21 条）**
要介護者が介護保険サービスを受けられるようケアプラン（介護サービス計画書）の作成や居宅サービス事業者との調整等の役割を担う専門職をいう。

1 介護サービスの質の向上

(1) 介護サービス情報の提供等

高齢者のニーズに応じた適切な介護・福祉サービスが、安心して利用できるよう、質の向上に努めるとともに、積極的な情報提供等を行います。

ア 介護・福祉情報の広報・周知

- 町の広報紙やホームページ、「四季彩のまち出前講座」等をはじめ国が運用する「情報公表システム (<https://www.wam.go.jp>)」を活用した介護・福祉情報の積極的な広報・周知活動に努めます。
- 町内の医療機関、介護・福祉サービスの情報を分かりやすくまとめた『医療・介護のサービスガイド』(26頁参照)を作成します。
- 町から発信する情報が、高齢者等に確実かつ正確に伝わるよう、新たな広報の手法について検討します。

イ 苦情・相談体制の充実

- 湯河原町地域包括支援センターを総合相談窓口として、神奈川県国民健康保険団体連合会その他関係機関等と連携を図りながら、利用者等からの苦情・相談に対して、迅速に対応します。(24頁参照)
- 介護相談員が高齢者施設等を定期的に訪問して、入居者等の話を聴き相談に応じる介護相談員事業を実施します。(59頁参照)

(2) 介護サービス事業者への適切な指導等

介護保険制度の適切かつ適正な運営等を図るため、神奈川県その他関係機関と連携した介護サービス事業者に対する指導監督を行います。

ア 地域密着型サービス事業者等に対する指導・監督

- 地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防・日常生活支援事業者に対する効果的かつ継続的な指導等を実施します。

イ 居宅・施設サービス事業者に対する指導・監督

- 居宅・施設サービス事業者に対する指導等について、神奈川県と連携を図りながら合同で実施します。

ウ 介護保険事業者連絡会の開催

- 介護保険事業者連絡会を定期的を開催し、法令遵守及び質の確保等に向けた事業者間の認識の統一と情報の共有等を図ります。

2 介護人材の確保と資質の向上

今後、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向け、要介護高齢者等の増加が見込まれる状況において、サービス提供を担う介護人材をどのように確保していくのか、全国的な課題とされています。

国においては、2025年度末に約55万人の介護人材の確保が必要であるとして、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいます。

また、地域の実情に応じた確保対策を支援するため、各都道府県計画に基づく、参入促進や資質の向上の各種事業を支援しています。

引き続き、国・県その他関係団体等における各取組みを活用するとともに、相互に連携・協力を図りながら介護人材の確保等に努めます。

〈国における総合的な介護人材確保対策の主な取組み〉

① 介護職員の処遇改善

- これまでに月額平均5.7万円の改善を実施
- リーダー級の介護職員について、他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員を重点化した処遇改善を実施

② 多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援を実施
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講料の体験支援、マッチングまでの一体的な支援を実施
- 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナーの実施
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動を推進

③ 離職防止・定着促進・生産性向上

- 介護ロボット、ICTの活用促進の加速化
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進

④ 介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催
- 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信

⑤ 外国人材の受入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援を実施
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境の整備

(1) 介護人材の養成

介護職員初任者研修の修了者に対して、研修費用の一部を助成するなど、多様化する高齢者のニーズ等に対応した知識及び技能を取得した介護人材の養成・確保を図ります。

- 『湯河原町ヘルパー受講支援事業』（53頁参照）を継続的に実施します。

(2) 介護予防サポーターの養成

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における住民主体による提供体制の担い手を確保するため、介護予防サポーターを養成（35頁参照）するとともに、修了者のフォローアップやマッチングに重点を置き、介護の担い手を創出します。

(3) 介護人材の資質の向上

各種研修事業を企画・実施し、介護職員の資質の向上を図ります。

- 利用者等に対する適切な介護サービスの提供ができるよう、介護職員の介護技術やコミュニケーションの向上に向けた研修を実施します。

(4) 介護の仕事に対する魅力の発信

かながわ福祉人材センター、神奈川ハローワークなど関係機関と連携した介護の仕事・魅力の発信に向けた取組みについて検討します。

(5) 就労的活動支援コーディネーターの配置の検討

高齢者の社会参加の促進等を図ることを目的とした「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置について検討します。

就労的活動支援コーディネーターとは？

＜活動内容＞

就労的活動の場を提供できる団体等と、就労的活動を実施したい事業者等をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する。

＜配置＞

配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

＜資格・要件＞

地域の実情に精通している者等であって、コーディネート機能を適切に担うことができる者とする。特定の資格要件は定めるものではないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、地域のサービス提供主体や団体等との連絡調整ができる立場の者が望ましい。



3 介護給付適正化の取組み

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、適切かつ効果的なサービスの提供できる環境を整備し、介護給付の適正化を図ります。

(1) 要介護認定の適正化

直営による認定調査の実施を原則とし、指定居宅介護支援事業者等に委託実施した場合においても町職員による認定調査票の点検等を徹底します。

＜取組み目標＞

- 認定調査の結果について、「全件点検」を実施します。

(2) ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用した点検・指導を行います。

＜取組み目標＞

- 居宅介護支援事業所を対象としたケアプラン点検を「毎月開催」します。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

神奈川県国民健康保険団体連合会の給付実績データ等に基づく介護サービス間の整合性や、医療・介護データに基づく整合性の点検等を行います。

＜取組み目標＞

- 神奈川県国民健康保険団体連合会への「縦覧点検」、「医療情報との突合」に係る業務委託を継続し、点検・確認等を実施します。

(4) 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入の給付を受けた利用者等に対して、その給付の必要性や活用状況等について確認・点検します。

(5) 給付実績の活用

神奈川県国民健康保険団体連合会における給付実績データ等を活用し、過剰若しくは偏りの傾向がある事案等について、適正かつ効果的な給付となるよう検討・助言等を行います。

＜取組み目標＞

- 神奈川県国民健康保険団体連合会から送信される帳票を毎月1回、定期的に点検・確認等します。

(6) 介護給付費通知の送付

神奈川県国民健康保険団体連合会における給付実績データに基づく、介護給付費通知の送付について、事業効果の確認・検証などを実施します。

第2章 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり

- 1 地域包括支援センターの設置
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援体制整備の推進
- 5 地域ケア会議の推進



【この章における用語の解説】

- ・主任ケアマネジャー（23 条）
ケアマネジャーのうち、所定の専門研修を修了したケアマネジャーをいう。
- ・湯河原町地域包括支援センター運営協議会（25 条）
地域包括支援センターの適正かつ中立な運営の確保を目指すことを目的に、各業務の評価等を行う会議体をいう。
- ・PDCAサイクル（25 条）
生産技術における品質管理などの継続的な改善手法で、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する考えをいう。
- ・医療機関ソーシャルワーカー（26 条）
医療機関などにおける福祉の専門職で、病気になった患者や家族を社会福祉の立場からサポートする専門職をいう。
- ・認知症サポート医（31 条）
認知症対応に習熟した医師で、所定の専門研修を修了し、主治医への助言等を行う医師をいう。
- ・生活支援体制整備推進協議体（34 条）
高齢者の生活支援サービスの体制整備等に向けた協議、情報の共有等を行う会議体をいう。
- ・生活支援コーディネーター（34 条）
高齢者の生活支援サービスの体制整備の推進や紹介、協議体の進行等を行う者をいう。

1 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、高齢者の日常生活を総合的に支えていくための拠点として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が中心となり、総合相談支援業務や、包括的・継続的ケアマネジメント業務をはじめとした高齢者に対する総合的な支援等を実施します。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

多様化・複雑化する高齢者のニーズ等に適切に対応できるよう、地域包括支援センターの業務について、より高度な専門性、柔軟性が期待できる法人等に委託することで、その機能の強化を図ります。

《委託による主なメリット》

次の体制・対応等を行うことで、迅速かつ柔軟な支援体制の確保・強化が図れます。

- **専門職の確保**
必要な専門職について、法人内で調整・確保することができます。
- **柔軟な人事異動**
業務量に応じた柔軟な人事異動等により、必要な体制を確保することができます。
- **職員の技術向上等**
職員の固定配置が可能であり、専門職としての技術の向上や地域とのつながりが継続的に確保することができます。
- **利用者の利便性**
休日等における利用者の支援等について、より柔軟な対応を図ることができます。

(2) 地域包括支援センターの運営

公平・中立な立場から、地域における「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント業務」を担う、中核機関としての地域包括支援センター（1か所）の設置・運営を行います。

ア 適切な人員体制の確保

高齢者の動向や業務量等を踏まえ「湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例」に基づく、適正な人員体制を確保します。

《職員の配置》 地域包括支援センターに次の職員を配置します。

- 保健師等（1名）
- 主任ケアマネジャー（1名）
- 社会福祉士（1名）
- ケアマネジャー（1名以上）

イ 総合相談支援業務

高齢者に関わる様々な相談を受け、住み慣れた地域での生活が続けられるよう迅速な相談支援に努めるとともに、介護離職の防止など家族介護を支援する観点等を踏まえた相談支援体制の拡充を図ります。

《取組み目標》

- LINE の活用や緊急連絡網の作成等により 土日・祝日、夜間等の緊急的な連絡・相談支援体制を確保します。
- 地域に出向いての介護相談会『寄り愛ゆがわら』を定期的(年6回)に開催し、高齢者の心配ごとや困りごとが、身近な場所で、気軽に相談できる機会を確保します。

ウ 権利擁護業務

成年後見制度の申立手続きや消費者被害の防止、高齢者虐待等に迅速かつ適切に対応するため、関連する施策・事業の活用や、消費生活センターなど関係団体等と連携を図りながら、必要な支援を行います。

《取組み目標》

- 権利擁護に関する講演会を定期的（前期分・後期分）に開催し、各種制度の広報・周知を図ります。
- 高齢者の虐待事案や権利擁護施策について、適切かつ迅速な対応が図れるよう「高齢者虐待防止ネットワーク」(63 参照)を構築します。

エ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者や事業対象者において、適切なサービスが効果的に提供されるよう、ケアプランの作成など、専門的視点からの必要な支援等を行います。

《取組み目標》

- 自立支援に向けた職員その他関係者間における意識の共有と認識の統一が図れるよう事例検討会を定期的（年6回）に開催します。
- 自立支援型地域ケア会議（37 参照）の意見等を踏まえた、自立支援・介護予防に向けたケアマネジメントに取り組みます。

オ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域におけるケアマネジャーや介護事業者、医療機関等による連携体制の確保や、個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

《取組み目標》

- 主任介護支援専門員連絡会におけるケアマネジャー間の情報交換の場や資質向上を図るための事例検討会・研修会などを支援します。

(3) 地域包括支援センターに対する評価

地域包括支援センターの各取組みについて、国が定める評価指標等に基づき業務の実施状況を自己点検・評価するとともに、「湯河原町地域包括支援センター運営協議会」に報告し、地域における専門的な意見等を求めるなど、改善若しくは質の確保に向けた取組みを行います。

2 在宅医療・介護連携の推進

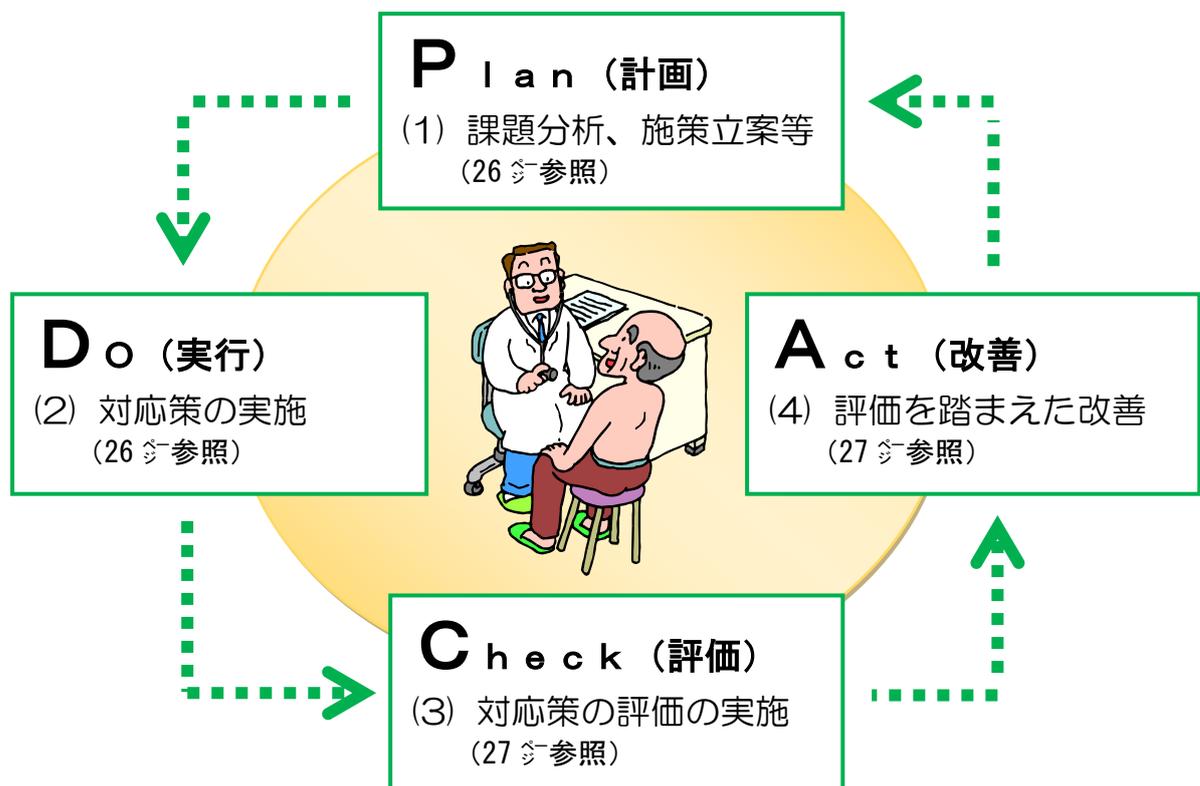
医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、在宅医療・介護連携を図る体制を充実させることが重要です。

第8期計画では、PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携の取組みが計画的かつ効果的に推進できるよう、小田原医師会をはじめとする医療・福祉関係団体等の協力・連携を図りながら、次の取組みを実施します。

【めざす理想像】

「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」
～看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえた取組み～

【PDCAサイクルに沿った取組み】



(1) 課題分析、施策立案等【Plan】

ア 医療・介護サービス資源の把握

地域の医療・介護に関する情報を把握し、リストを作成する取組みです。

《取組み目標》

- 医療・介護情報冊子『医療・介護のサービスガイド』を改訂し、高齢者等に広く配布することで、町内の医療・介護情報の広報・周知を図ります。
- ⇒ 最新の情報が発信できるよう、定期的に作成（改訂）します。

イ 医療・介護連携会議の開催

医療・介護関係者で構成する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策の検討等を行う取組みです。

《取組み目標》

- 小田原医師会・歯科医師会・薬剤師会その他医療・福祉関係団体等で構成する「湯河原町在宅医療・介護連携会議（以下「連携会議」という。）」において、医療・介護に係る課題の抽出や施策の立案・検討等を行います。
- ⇒ 連携会議を定期的（年6回程度）に開催し、課題の検討等を行います。

(2) 対応策の実施【Do】

ア 医療・介護関係者の情報共有ツールの作成

医療・介護関係者間の情報の共有を支援する取組みです。

《取組み目標》

- 小田原医師会管内の医療・介護関係者を対象に広域的に作成した「多職種連携シート」について、広く活用されるよう周知を図ります。
- ⇒ 看取りや入退院時等において、「多職種連携シート」が有効的に活用されるよう医療・介護関係者の研修（27頁参照）等において周知を図ります。

イ 在宅医療・介護サービスの提供体制の構築

医療・介護関係者と共同で、在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みに向けた方策を企画・立案し、関係者間の周知等を図る取組みです。

《取組み目標》

- 在宅での看取りや入退院時の調整など在宅医療・介護の連携を図る上での医療側・介護側からの課題等について、関係者間の意見交換や情報の共有を図る場を設けるなど、日頃からの顔の見える関係づくりを行います。
- ⇒ 医療機関ソーシャルワーカーとケアマネジャー、地域包括支援センター等による連絡会を定期的（年1回）に開催します。

ウ 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や、資質向上のために必要な研修等を実施する取組みです。

《取組み目標》

- 1市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）に所在する医療・介護関係者を対象とした広域型研修及び町内所在の医療・介護関係者を対象とした単独型研修を定期的で開催し、資質の向上等を図ります。

⇒（広域型）多職種共同研修会の開催

グループワーク方式により、年3回開催します。

⇒（単独型）多職種共同研修会の開催

グループワーク方式・講演会方式を年1回ずつ開催します。

エ 在宅医療・介護連携に係る相談支援

地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護等に関する専門的な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う取組みです。

《取組み目標》

- 小田原医師会地域療連携室に、広域的（1市3町）に設置した「在宅医療・介護連携支援センター」の活用・充実を図ります。

⇒ 当該センターに対する相談件数の割合が、全体の相談件数の5%以上となるよう、積極的な活用について周知を図ります。

オ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する住民の理解を深めるための普及啓発を行う取組みです。

《取組み目標》

- 『医療・介護のサービスガイド』（26頁参照）による情報提供や、在宅医療・介護に関する講演会等の開催により、在宅医療・介護に関する仕組み等の普及を図ります。

⇒ 町民公開講座を定期的（年1回）に開催します。

(3) 対応策の評価の実施【C h e c k】

対応策に係る各種取組みについて、全体的事項については 計画策定委員会（4頁参照）に、個別具体的事項は 連携会議（26頁参照）に、定期的に報告し、各会議における評価・意見等を求めます。

(4) 評価を踏まえた改善【A c t】

上記の評価等の結果を踏まえ、改善に向けた検討を実施し、より効果的な取組みとなるよう、必要に応じて見直し等を行います。

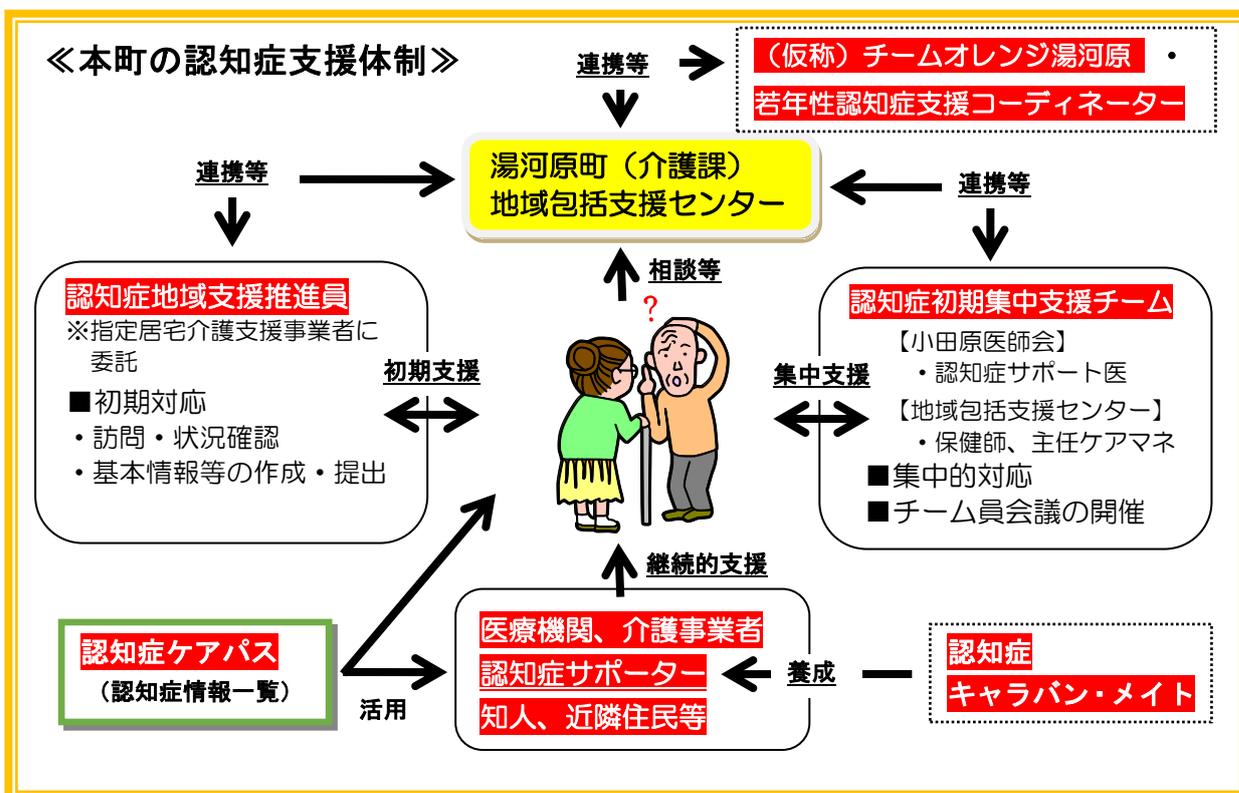
3 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱（33頁参照）に基づき、認知症の方ができる限り、住み慣れた地域において安心した日常生活を続けることができるよう、次の取組みを実施します。

【本町の認知症患者将来推計】

区分	2020年	2025年	2040年
65歳以上人口（人）	10,159	9,790	8,995
認知症高齢者（人）	1,829	2,017	2,284
割合（％）	18.0	20.6	25.4

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）」参照



(1) 普及啓発・本人発信支援

ア 認知症サポーターの養成等

地域の方が認知症に関する知識と理解を深めることができるよう、認知症サポーターの養成等を図る取組みです。

(認知症サポーター)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
養成者数 (延べ人数)	1,812	2,019	2,050	2,200	2,400	2,600

(※R2は見込数)

《取組み目標》

- 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る理解者、応援者としての「認知症サポーター」を養成します。
- 養成は、出前講座や各種イベントを活用した方法、中学3年生を対象とした講座や各地域における定期的な講座による方法とします。
- また、養成後の認知症サポーター等を対象としたスキルアップアップ講座を定期的（年1回）に開催します。

イ 認知症キャラバン・メイトの養成等

認知症サポーター養成講座の講師を務め、認知症に関する普及・啓発等を担う「認知症キャラバン・メイト」を養成等する取組みです。

《取組み目標》

- 認知症キャラバン・メイト養成講座の情報を介護事業者に提供するなど、受講の促進を図ります。
- 認知症キャラバン・メイト間の連携体制を強化し、効果的な認知症の普及活動が実施できるよう、定例会を開催（年1回）します。

(認知症キャラバン・メイト)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
養成者数(人)	23	24	26	28	30	32

ウ 認知症に関するイベントの実施

世界アルツハイマーデー（9月21日）などの機会を捉えた認知症に関するイベントの開催等により、認知症の普及・啓発を図る取組みです。

《取組み目標》

- 「認知症をにんちしよう会」との連携によるシンポジウムの開催など各種イベントを開催します。
- 毎年9月を認知症の普及・啓発強化月間と位置づけ、認知症に関する講演会の開催など、総合的かつ集中的な普及・啓発活動を実施します。

世界アルツハイマーデー（9月21日）とは？

1994年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催され、会議初日のこの日を「世界アルツハイマーデー」と宣言し、9月21日を中心に認知症の啓蒙が行われています。

また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、各地で様々な取組みが行われています。

エ 相談先の周知等（認知症ケアパス・認知症チェックリスト）

認知症に関する知識や不安の軽減が図れるよう、認知症状の進行に合わせて受けられるサービスや相談窓口等をまとめた「認知症ケアパス」や、簡単に認知症状の自己チェックができる「認知症チェックリスト」を作成・配布する取組みです。

《取組み目標》

- 町内すべての医療機関、薬局、金融機関、農協・郵便局で自由に入手できるように、関係機関と調整します。
- 町ホームページから入手（ダウンロード）できる体制を継続します。

（作成部数）	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症ケアパス	13,000	1,000	改訂準備	1,000	改訂準備	1,000
チェックリスト	改訂準備	300	改訂準備	1,000	改訂準備	1,000

(2) 予防

高齢者等が身近に通うことのできる通いの場の拡充や、通いの場における管理栄養士、保健師などの専門職による健康相談など、認知症予防に資する活動を推進する取組みです。

《取組み目標》

- 高齢者の通いの場の参加率を8%程度に高めます。

(3) 医療・ケア・介護サービス

ア 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護事業者等の関係機関と連携を図りながら、認知症高齢者の支援・相談等を担う「認知症地域支援推進員」を配置する取組みです。

《取組み目標》

- 指定居宅介護支援事業者との連携（委託）により、認知症地域支援推進員を配置します。

（認知症地域支援推進員）	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
配置数（人）	3	3	3	4	5	6

イ 認知症初期集中支援チームの推進

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症初期集中支援チームの運営・活用を推進するための取組みです。

《取組み目標》

- 小田原医師会の認知症サポート医に、地域包括支援センターの保健師、主任ケアマネジャーを加えた「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症高齢者等に対する早期の集中支援を実施します。
- 1市3町の認知症初期集中支援チームと、小田原医師会の認知症サポート医による合同の会議（チーム員会議）を定期的に開催し、相談事案等を踏まえた資質の向上を図ります。

(チーム員会議)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催数(回)	6	6	4	6	6	6

(※R2は見込数)

ウ 介護者等への支援

認知症の方やその家族等が地域の中で孤立することなく、安心して気軽に出かけられる居場所や相談体制を構築する取組みです。

《取組み目標》

- 「ゆがわら・まなづる家族会」を定期的（奇数月）に開催し、認知症の方や、その家族等が気軽に相談・交流のできる機会をつくります。
- 定期的（毎月、第3火曜日）に開催される「認知症カフェ」の運営を補助し、認知症の方や、その家族、地域の住民の方などの交流の機会を支援します。
- 認知症等の方を在宅介護する家族の身体的・精神的な負担を軽減するため宿泊型のリフレッシュや交流の機会を提供する「(仮称)湯河原温泉のんびり家族介護者交流事業」(59頁参照)の実施を検討します。

区分(回)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ゆがわら・まなづる家族会	6	5	3	6	6	6
認知症カフェ	事業準備	10	休止	12	12	12

(※R2は見込数)

(4) 認知症バリアフリーの推進等

ア 地域の見守りネットワークの構築

認知症等により外出後に戻れなくなる可能性がある高齢者等を、地域で見守るためのネットワークを構築する取り組みです。

《取り組み目標》

- 広域的に実施する「神奈川県認知症等行方不明SOSネットワーク」の推進を図ります。実施に当たっては、事業の周知を図るとともに、SOSネットワークの登録件数の促進や公共交通機関・金融機関等との情報の共有など見守り・協力体制の拡充等について検討します。
- 併せて、各種団体が日常業務の中で異変に気付いた際に、町に連絡することで安否の確認や事故防止などにつなげる取り組みを推進します。
- 認知症サポーターの養成等（28頁参照）の受講者に対し、メールマガジンの登録を推進し、行方不明者等が生じた際の町から発信される情報の共有と、早期発見に向けた意識の向上を図ります。
- 認知症の方への関りや見守りの必要性などの知識と経験を広く住民の方が理解する機会となる「徘徊模擬訓練」について、実施自治体の取り組み・効果等について調査・研究します。

(SOS ネットワーク)	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
登録者数（人）	21	29	24	30	35	40

(※R 2はR 3. 1月末現在)

【見守り協定等締結の状況】（令和3年1月末現在）

内容	締結先
本町の取り組み	
孤独死等対策に関する協定 (締結日：平成28年4月15日)	・神奈川県住宅供給公社
孤立死防止のための通報支援依頼 (依頼日：平成24年4月11日)	・郵便事業(株)湯河原支店 ・朝日新聞湯河原専売所 など
神奈川県の取り組み	
地域見守り活動に関する協定 【県全域】	・明治安田生命保険相互会社 ・日本郵便(株)南関東支社 ほか

イ チームオレンジの取組み

認知症の方の悩みや家族等の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」を設置する取組みです。令和7年（2025年）までに、すべての市町村で整備することが求められています。

《取組み目標》

- 認知症の方や、その家族の困りごとの生活支援ニーズと認知症サポーターを結びつける「(仮称) チームオレンジ湯河原」の設置に向けて、認知症キャラバン・メイト(29頁参照)や認知症地域支援推進員(30頁参照)等と連携・情報の共有を図りながら、その仕組みについて検討し、早期の構築を目指します。

ウ 若年性認知症の支援等

若年性認知症は、65歳未満で発症した認知症です。働き盛りの世代で認知症を発症することは、本人・家族に大きな影響をもたらします。若年性認知症への理解を深めるとともに、若年性認知症の本人とその家族を支援し、専門的治療や介護・福祉の向上を図る取組みです。

《取組み目標》

- 小田原医師会及び1市3町などで構成する「1市3町若年性認知症を考える会」において、若年性認知症に関する広域的な広報、普及・啓発活動を行います。

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定)とは？

《趣旨》

認知症になっても、住み慣れた地域において自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組みを進めていくとともに、「共生」の基盤のもと通いの場の拡大など「予防」の取組みを政府一丸となって進めるものです。

《対象期間》 団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)までとします。

《基本的な考え方》 ポイントは、「共生」と「予防」になります。

- 「共生」は、認知症の方が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きるという意味です。
- 「予防」は、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

《5つの柱》

- (1) 普及啓発、本人発信支援
- (2) 予防
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援
- (5) 研究開発・産業促進・国際展開

4 生活支援体制整備の推進

一人暮らしや高齢者世帯などの増加に伴う生活支援サービスの必要性を踏まえ、地域のニーズや社会資源等を把握した上で、多様な主体が生活支援サービスを提供できるよう、生活支援コーディネーターや生活支援体制整備推進協議体（以下「協議体」という。）の活動等による体制の充実を図ります。

《一人暮らし高齢者の推計値》

（参考）国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（H31. 4）

65歳以上の世帯に占める単身世帯の割合（独居率）は、すべての都道府県で上昇し、全国では、2015年の18.5%から2040年の22.9%に上昇する推計としています。

2015年（18.5%）



2025年（20.4%）

本町 1,997人



2040年（22.9%）

本町 2,060人

本町の生活支援整備体制の概要

多様な高齢者ニーズ



高齢者ニーズ
のマッチング



活動主体の情報

地域支え合い便利帳など



《ネットワーク》

連携

生活支援
コーディネーター
(介護課)



協議体の開催
(四半期ごと)

《活動主体の把握・構築等》

- 生活支援サービスに係る社会資源の把握
- 多様な主体による提供体制（活動主体）の構築
- ・住民主体による訪問型サービスB（41 参 照）及び通所型サービスB（42 参 照）の創設
- ・住民主体による訪問型サービスD（41 参 照）の創設に向けた検討

(1) 生活支援の担い手の養成等

社会参加意欲の強い高齢者の方が、社会参加を通じて元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう支援する取り組みです。

《取組み目標》

- 社会参加の意欲のある高齢者等を募り、生活支援サービスや各種活動等の担い手（介護予防サポーター）を養成します。
- 介護予防サポーターの養成を受けた地域の高齢者や老人クラブ・シルバー人材センターの会員等が、総合事業の多様な主体による生活支援サービスの提供主体となるよう支援等を行います。

(介護予防サポーター)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
養成者数(人)	8	9	17	10	15	20

(2) 生活支援サービス等の情報提供

《取組み目標》

- 高齢者のニーズに対応した生活支援サービス等をまとめた「地域支え合い便利帳」を改訂し、配布します。

(地域支え合い便利帳)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
作成部数(冊)	作成準備	1,400	改訂準備	1,400	改訂準備	1,400

(3) 活動主体等のネットワークの構築

生活支援サービスの活動主体の情報共有やネットワークを構築する取り組みです。

《取組み目標》

- 生活支援コーディネーターを介護課に配置し、生活支援サービスの提供体制の構築等に向けたコーディネートを行います。
- 協議体を定期的（四半期ごと）に開催し、生活支援サービスに関する情報共有や提供体制の構築に向けた検討を行います。

(協議体)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催数(回)	開催準備	4	3	4	4	4

5 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムを構築するため、高齢者個人に対する充実した支援と、それを支える社会基盤の整備等について提言できる機会や仕組みを構築します。

(1) 地域ケア会議の開催

地域包括支援センターやケアマネジャー等が抱える困難事案等について、「地域ケア会議」を開催し、地域の支援者や医療・福祉の関係団体など多職種を交え、「個別課題の解決」や「地域課題の発見」などを図る取り組みです。

《取り組み目標》

- 保健・医療・福祉の関係団体との連携により、ケアマネジャー等が抱える個別事例の支援内容について検討し、ケアマネジャーのケアマネジメント力を高めます。
- また、個別事例の検討から地域に共通する課題を把握するとともに、地域の関係機関相互の連携による地域ケアネットワークの構築を図ります。

(地域ケア会議)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催数(回)	6	6	5	6	8	10

地域ケア会議の概要

本人・家族、知人・近所、民生委員、ケアマネジャー、医療機関 等からの相談

▼ 集約

【総合相談窓口】

地域包括支援センター
湯河原町（介護課）

解決に向けた
対応・調整

【困難事案】
（虐待事案以外）

【虐待事案】

（仮称）湯河原町高齢者虐待防止ネットワークの開催
（63参照）

地域ケア会議の開催

《個別課題の解決》《ネットワークの構築》

- 困難事案の解決に向けた指導・助言等を行います。



《地域課題の発見》《地域資源の開発、政策形成》

- 困難事案の検討を通じて把握した地域課題等について、湯河原町に提言します。
※提言を受けた地域課題等は、協議体（35参照）に提案し、地域資源の開発等に向けて検討します。

(2) 自立支援型地域ケア会議の開催

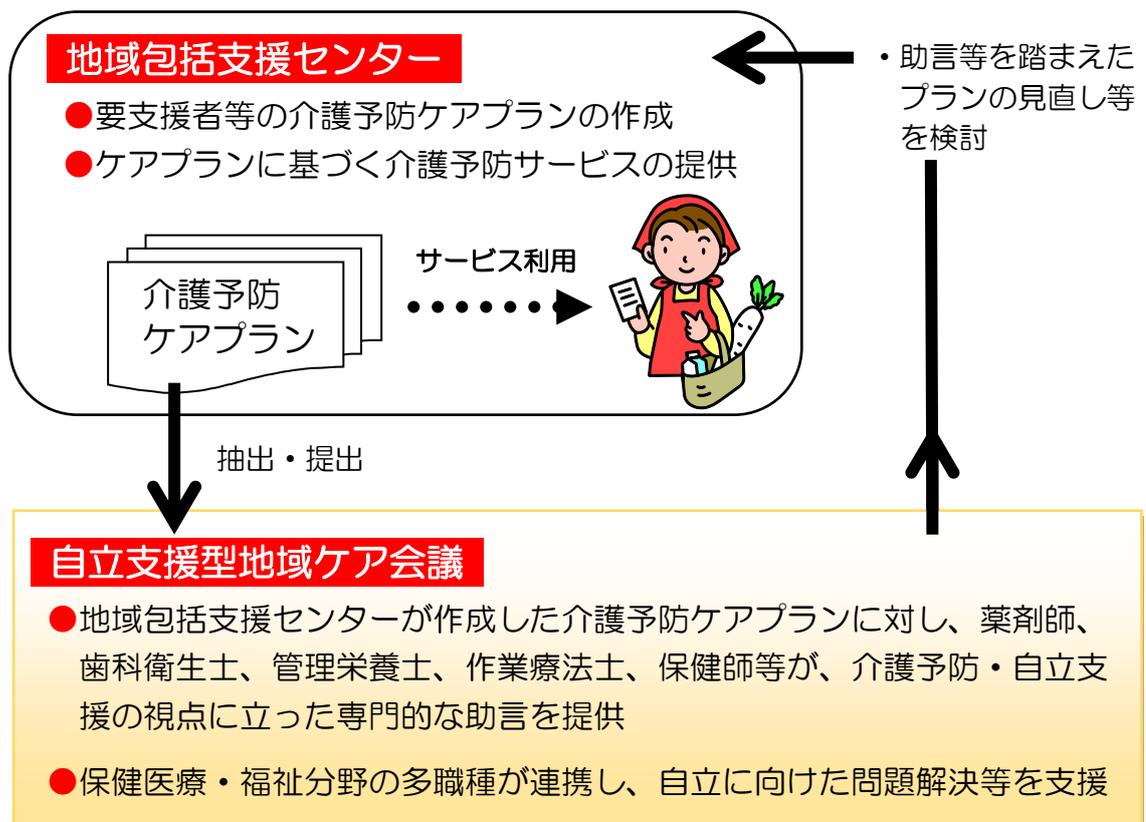
自立支援・介護予防の観点から、要支援者等の生活行為の課題の解決や自立支援を促進することで生活の質の向上を目指す取り組みです。

《取り組み目標》

- 地域包括支援センターが作成する要支援者等のケアプランについて、自立支援に向けたケアマネジメントが確立できるよう、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、作業療法士、保健師等の多職種が協働して検討する「湯河原町自立支援型地域ケア会議」を定期的を開催します。

(自立支援型 地域ケア会議)	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催数(回)	開催準備	県モデル 事業実施	2	2	2	2

自立支援型地域ケア会議の概要



このページは、空白です。

第3章 健康づくりと介護予防の推進

- 1 効果的な総合事業の実施
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 3 リハビリテーションサービス提供体制の構築
- 4 自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組み
- 5 生きがいつくりの促進



【この章における用語の解説】

- ・フレイル（46 号）
健康な状態と要介護の状態の中間の状態（＝虚弱）をいう。
- ・KDBシステム（47 号）
効率的かつ効果的な保健事業等の実施を目的に、医療情報、特定健診等情報、介護情報を活用し、突合・加工した統計情報等が保険者（市町村）に提供等されるシステムをいう。
- ・ねんりんピック（51 号）
スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため毎年、都道府県持ち回りで開催されるイベントをいう。

1 効果的な総合事業の実施

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、要支援者や事業対象者に対して、必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と介護予防活動の支援を行う「一般介護予防事業」で構成されます。

各事業量の見込みに当たっては、これまでの事業実績や供給体制を踏まえ算出します。

① 介護予防・生活支援サービス事業

《事業の概要》

◆要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防等に対する取組みや日常生活上の支援体制を構築することにより、高齢者が住み慣れた地域において、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的とした事業です。



◆事業の実施に当たっては、従来の介護予防サービス事業者等の専門的主体による供給体制の確保を図るとともに、要支援者等の能力を最大限に生かしつつ、その状態等に応じたサービスの選択が実現できるよう、住民主体やボランティア組織等による緩和した基準によるサービスなど、多様な主体による提供体制の構築を図ります。

《事業の構成》

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- (ア) 介護事業者によるサービス（介護予防訪問介護相当）
- (イ) 住民主体による支援（訪問型サービスB）
- (ウ) 移動支援（訪問型サービスD）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

- (ア) 介護事業者によるサービス（介護予防通所介護相当）
- (イ) 住民主体による支援（通所型サービスB）

ウ 介護予防ケアマネジメント

エ 高額介護予防サービス費相当事業

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 介護事業者によるサービス（介護予防訪問介護相当）

ホームヘルパーによる日常生活上の支援を受けることにより、心身機能の維持・改善、生活機能の向上を目指すサービスです。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業所数 (箇所)	9	8	12	12	12	12
事業費 (千円)	24,423	20,273	18,312	19,649	20,169	21,100
件 数 (件)	1,486	1,234	1,120	1,228	1,260	1,319

(※R2は見込数)

(イ) 住民主体による支援（訪問型サービスB）

住民主体による自主活動として行う掃除、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
提供主体 (箇所)			事前準備	3	4	5
事業費 (千円)				360	480	600

(ウ) 移動支援（訪問型サービスD）

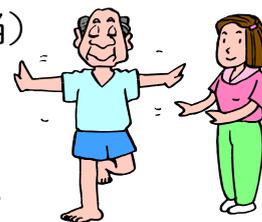
介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を提供するサービスです。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
提供主体 (箇所)			事前準備		1	1
事業費 (千円)					360	360

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 介護事業者によるサービス（介護予防通所介護相当）

デイサービスなどにおいて、日常生活上の支援と、機能訓練等を受けることにより、心身機能の維持・改善を図るとともに、生活機能の向上を目指すサービスです。



区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業所数 (箇所)	9	12	17	17	17	17
事業費 (千円)	37,530	37,479	34,648	35,850	37,438	39,118
件 数 (件)	1,580	1,502	1,350	1,434	1,498	1,565

(※R 2は見込数)

(イ) 住民主体による支援（通所型サービスB）

住民主体による自主活動として、定期的な通いの場を提供するサービスです。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
提供主体 (箇所)	事前準備			3	4	5
事業費 (千円)				720	960	1,200

ウ 介護予防ケアマネジメント

総合事業を利用する要支援者等について、地域包括支援センター等が個々の課題の抽出や目標設定等を踏まえた介護予防ケアプランの作成などのケアマネジメントを行うサービスです。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業費 (千円)	7,232	7,327	8,005	8,750	9,563	10,453
件 数 (件)	1,639	1,647	1,820	1,989	2,173	2,376

(※R 2は見込数)

エ 高額介護予防サービス費相当事業

要支援者等の利用者負担額の合計が、所定の上限額を超えた場合に、その費用分について給付する事業です。

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業費 (千円)	88	17	60	100	100	100
件 数 (件)	35	5	22	30	35	40

(※R 2は見込数)

② 一般介護予防事業

《事業の概要》

- ◆すべての高齢者を対象として、要支援・要介護状態となった場合においても、高齢者が持つ能力を維持向上させることができるよう、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。
- ◆事業の実施に当たっては、高齢者がその年齢や心身の状況等に関係なく参加することのできる住民主体による運営の場が充実するよう地域づくりの推進に努めます。

《事業の構成》

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

- | | |
|----------------|----------------|
| (ア) 介護予防の普及・啓発 | (カ) もの忘れの防止 |
| (イ) 運動器の機能向上 | (キ) 脳若トレーニング |
| (ウ) 転倒・骨折の予防 | (ク) 老人クラブ体操 |
| (エ) 口腔機能の向上 | (ケ) 区会体操 |
| (オ) 栄養の改善 | (コ) 公園体操・体育館体操 |

ウ 地域介護予防活動支援事業

- (ア) フレイル予防の実施
- (イ) 介護予防サポーターの養成
- (ウ) 布ぞうり教室
- (エ) グループリビングほのぼの



ア 介護予防把握事業

医療機関や民生委員、地域の住民等からの情報を活用して、閉じこもりなど何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要な支援等を行う事業です。



本町では、心身の状況等により通所型事業の参加が困難な方などに、訪問や電話連絡等を行い、生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談・支援等を行います。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う事業です。

(ア) 介護予防の普及・啓発

介護予防に関する周知活動を行うため、自宅で簡単にできる体操や介護予防の紹介などのパンフレットを作成し、配布します。

(イ) 運動器の機能向上

ストレッチ、有酸素運動や簡易な器具等を用いた運動等を実施することで転倒・骨折等を予防する運動器の機能向上教室を開催します。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
げんき応援教室 (人)	39	40	19	40	40	40

(ロ) 転倒・骨折の予防

骨密度測定、足圧・足型チェックや簡易な器具を用いた運動などを行う転倒予防教室を開催します。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
転倒予防教室 (人)	16	中止	20	20	20	20

(※R 2は見込数)

(ハ) 口腔機能の向上

摂食、えん下機能の低下を早期に発見するため、口腔清掃の指導や教育等を行います。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
お口の健康教室 (人)	9	9	10	10	15	20

(※R 2は見込数)

(カ) 栄養の改善

栄養に関する正しい知識の習得を目的に、講義と調理実習による教室を開催します。

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ふれあい料理教室 (人)	31	29	中止	30	30	30

(カ) もの忘れの防止

認知症のおそれのある高齢者を対象に、生活習慣を改善し、もの忘れを予防する教室を開催します。

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
もの忘れ予防 教室 (人)	14	17	中止	15	20	25

(キ) 脳若トレーニング

みつおか式脳若トレーニング法により、IT機器 iPad を利用し、ゲーム感覚で楽しみながらの教室を開催します。

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
頭の体操教室 (人)	68	74	25	30	35	40

(※R 2は見込数)

(ク) 老人クラブ体操

単位老人クラブの活動拠点等に講師を派遣し、転ばない体づくりを目指す体操教室を開催します。

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
老人クラブ体操 (延べ人数)	40	27	中止	30	35	40

(※R 2は見込数)

(ケ) 区会体操

介護予防サポーターと一緒に介護予防の取組みを行います

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
区会体操 (延べ人数)	221	174	中止	200	220	240

(j) 公園体操・体育館体操

生活習慣病や転倒・骨折の予防を目的に、ご自分の体力に合わせた運動を体験する体操を開催します。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
公園体操 (延べ人数)	243	221	121	200	220	240
体育館体操 (延べ人数)	384	428	中止	200	300	400

(※R 2は見込数)

ウ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援等を行う事業です。

(ア) フレイル予防の実施

心身の活力低下のおそれに基づき、意識することで、加齢とともに低下する心身機能の維持・改善、介護予防のきっかけづくりとなるフレイル予防（フレイルチェック・サポーターの養成）を実施します。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
フレイルチェック (延べ人数)	47	39	中止	40	50	60
フレイルサポーター 養成数(人)	10	10	中止	10	10	10

(イ) 介護予防サポーターの養成

介護予防事業等を開催するに当たっての高齢者のサポート役及び住民主体による訪問型・通所型サービスB（41～42頁参照）を担う人材等を養成します。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護予防サポーター 養成数(人)	8	9	17	10	15	20

(ロ) 布ぞうり教室

地域会館において、生きがいと仲間づくりを目的に布ぞうりなどの手芸を中心とした教室を開催します。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
布ぞうり教室 (延べ人数)	389	468	中止	200	220	240

3 リハビリテーションサービス提供体制の構築

高齢者の介護予防・重度化防止に当たっては、リハビリテーションサービスの適切な提供が必要です。また、リハビリテーションによって、単なる心身機能向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが必要です。

このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、生活の質の向上を目指すためリハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の構築を目指します。

区 分	R 2	第 8 期		
		R 3	R 4	R 5
提供事業所数（か所） ※1	6	6	6	6
利用見込率（％） ※2	19.9	19.2	19.0	18.8
利用目標率（％） ※3	19.9	20.0	20.5	21.0
専門職従事者数（人） ※4	25	25	26	27

（※R 2は見込数）

※1 提供事業所数

介護保険サービスにおける訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設の指定事業所数

※2 利用見込率

次の算定式に基づく割合 $= (\text{上記サービス受給者数} \div 12) \div \text{認定者数} (\text{当該年度末})$

※3 利用目標率

介護保険サービス以外のリハビリテーションの機会を確保等することにより目標とする割合

※4 専門職従事者数

通所リハビリテーション、介護老人保健施設における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の従事者数

4 自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組み

介護保険法 第117条 第2項第3号及び第4号に基づく本町の自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組み及びその目標は、次のとおり設定します。

なお、実施状況については、毎年度、計画策定委員会に報告し、評価するとともに、調査・分析等を行います。



【法第117条第2項第3号及び第4号の規定】

- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、町が取り組むべき施策（以下「自立支援等施策」という。）及びその目標に関する事項を介護保険事業計画の記載事項に追加する。

- (1) 介護保険の理念や保険者として取り組むべき基本方針等の周知
(18 参 照)

取組み目標 (回/年)	R 3	R 4	R 5
●介護保険事業者連絡会や各種ガイド等を通じて、町民、介護事業者に対して周知を図ります。	4	4	4

- (2) 介護予防・重度化防止の普及啓発 (18 参 照)

取組み目標 (回/年)	R 3	R 4	R 5
●高齢者等を対象とした介護予防に関する講演会等を開催するとともに「四季彩のまち出前講座」を随時開催すること等により周知を図ります。	2	3	4

- (3) 地域で目指すべき方向性を共有する協議体の開催 (35 参 照)

取組み目標 (回/年)	R 3	R 4	R 5
●生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題や方向性等を検討する協議体を実施します。	4	4	4

- (4) 高齢者自身が担い手となって活動する通いの場の創出 (42 参 照)

取組み目標 (団体数)	R 3	R 4	R 5
●老人クラブやNPO法人など多様な主体が担い手として活躍する取組みについて協議会で検討し、創出・支援します。	3	4	5

- (5) 地域ケア会議の開催による個別課題の解決、地域づくりの資源開発
(36 参 照)

取組み目標 (回/年)	R 3	R 4	R 5
●個別課題に向けて検討する地域ケア会議を定期的を開催します。	6	8	10

- (6) 地域の課題や資源の把握、関係者のネットワーク化 (35 参 照)

取組み目標 (冊/年)	R 3	R 4	R 5
●生活支援コーディネーターを中心に、協議体において、情報を共有しながら住民向けの冊子を作成します。	1,400	改訂準備	1,400

(7) 身近な地域の社会資源の確保や担い手の養成

取組み目標（回／年）	R 3	R 4	R 5
●生活支援コーディネーターを中心に、協議体において、必要な社会資源等を検討するとともに、その担い手の養成講座を開催します。	1	1	1

(8) 高齢者の外出意欲の向上とふれあいの機会の確保による健康増進
(54頁参照)

取組み目標（件／年）	R 3	R 4	R 5
●外出意欲の向上とふれあいの機会の確保を図るため、町内の温泉施設の利用料を助成します。	3,000	3,200	3,400
●外出意欲の向上とふれあいの機会の確保を図るため、町内のマッサージの利用料を助成します。	820	840	860
●外出意欲の向上とふれあいの機会の確保を図るため、町内のパークゴルフ場の利用料を助成します。	4,100	4,200	4,300
●外出意欲の向上とふれあいの機会の確保を図るため、ヘルシープラザの利用料を助成します。	実施検討	1,200	2,400

5 生きがいづくりの促進

(1) 老人クラブ活動の支援

元氣な高齢者がクラブ活動を通して、地域活動や社会参加、仲間づくりを行うことで、生きがいをもったメリハリのある日常生活を送ることができるよう、その活動を支援します。

特に、ここ最近の課題である会員の減少問題に対し、より魅力あるクラブとなるよう活動内容を充実させるとともに加入促進に向けた支援を行います。

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
単位老人クラブ数	10	10	10	10	10	10
会員数（人）	446	428	410	420	430	440

(2) パークゴルフ協会活動の支援

元気な高齢者が同世代や多世代の方々と、パークゴルフを通じての交流が図れるよう、その活動を支援します。

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
会員数 (人)	134	135	124	130	140	150

(3) 高齢者の就労支援

ア シルバー人材センターの支援

元気で働く意欲のある高齢者が、これまでの経験や知識・技術等を生かしての就労機会を確保することができるよう一般社団法人湯河原町シルバー人材センターを通じての支援を行います。



区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
会員数 (人)	151	157	133	140	150	160

イ 就労的活動支援コーディネーターの配置の検討

就労的活動の場を提供できる民間企業等と就労的活動の取組みを実施したい事業者等をマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加の促進が図れるよう「就労的活動支援コーディネーター」(20 頁参照)の配置等について検討します。

(4) 仲間づくり・趣味活動の紹介

高齢者の方がより多くの趣味・仲間づくり活動に参加することができるよう『ゆがわら趣味百選』(地域政策課)や『町民大学』(教育委員会)等を活用した情報や機会の提供に努めるとともに、人生 100 年時代に対応した新たな生涯学習の取組みとして『(仮称)湯河原町人生これから大学』の開催について検討します。

(5) ねんりんピックかながわ 2022 の開催

令和 4 年(2022 年)に神奈川県で開催予定の『ねんりんピックかながわ 2022』に向けた必要な準備・調整等を進め、円滑な開催を目指します。

第4章 地域の実情に応じたサービスの推進

- 1 高齢者福祉サービスの充実
- 2 任意事業（地域支援事業）の促進
- 3 市町村独自事業の考え方
- 4 高齢者の多様な住まいの促進
- 5 権利擁護事業の促進
- 6 災害・感染症対策の推進



1 高齢者福祉サービスの充実

高齢者福祉サービスは、一人暮らしの高齢者などが安心して在宅生活を過ごすことができるよう支援するサービスです。

可能な限り、住み慣れた地域において、安心して日常生活を過ごすことができるよう、高齢者福祉サービスの継続的かつ効果的な実施に努めます。



(1) 移送サービス

寝たきりなどで、一般の交通機関を利用することが困難な方を医療機関等に移送します。

【対象者】寝たきりなどで、一般の交通機関を利用することが困難な方（登録制）

【費用】町内 500 円、真鶴町・熱海市内 1,000 円、小田原市内 1,500 円 など

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
移送サービス (延べ件数)	212	197	170	175	180	185

(※R 2は見込数)

(2) ヘルパー受講支援事業

多様化する高齢者のニーズ等に対応した訪問介護サービスを提供するため、介護に必要な知識及び技能を習得し、介護者の負担の軽減や実践的に活躍できる人材の育成及び確保を図ります。

【対象者】町内に在住又は在勤の方で、介護職員初任者研修を修了した方など

【費用】養成研修受講料のうち、2万円を上限に助成します。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ヘルパー受講支援 (件)	1	3	2	2	3	4

(※R 2は見込数)

(3) 福祉電話貸与事業

一人暮らしの高齢者等に福祉電話を貸与することで、安否の確認や孤独感を和らげるとともに、緊急時の連絡体制の手段を確保します。

【対象者】住民税非課税世帯の一人暮らしの高齢者又は重度心身障がいをお持ちの方

【費用】基本料金を助成します。(通話料金は、利用者の負担となります。)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
福祉電話貸与 (人)	1	1	1	1	1	1

(※R 2は見込数)

(4) 高齢者健康増進事業

高齢者の外出意欲を向上し、心身の健康増進を図ることを目的として、次の事業を実施します。

ア 温泉施設利用事業

- 【対象者】 65歳以上の方などで、入浴券の交付を受けた方
 【施設等】 旅館水月、万葉荘（※令和3年3月31日現在）
 【費用】 入浴券と400円（月4回まで）



	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
温泉施設利用 (件)	3,619	3,157	1,980	3,000	3,200	3,400

(※R 2は見込数)

イ マッサージ利用事業

- 【対象者】 65歳以上の方で、受療券の交付を受けた方
 【施設等】 町が指定するマッサージ師 【費用】 受療券と600円（四半期ごと1回）

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
マッサージ利用 (件)	1,111	968	790	820	840	860

(※R 2は見込数)

ウ パークゴルフ場利用事業

- 【対象者】 65歳以上の方で、利用券の交付を受けた方
 【施設等】 湯河原町総合運動公園パークゴルフ場 【費用】 利用券のみ（月2回まで）

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
パークゴルフ場利用 (件)	3,862	3,883	4,000	4,100	4,200	4,300

(※R 2は見込数)

エ ヘルシープラザ利用事業

高齢者の外出意欲を向上し、介護予防・健康増進の一層の充実を図るためヘルシープラザの利用助成について検討します。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ヘルシープラザ利用 (件)	—	—	—	実施検討	1,200	2,400

(5) 一人暮らし高齢者等の登録

高齢者等に対する緊急時の対応や安否確認などを図るため、一人暮らし高齢者等の名簿を作成します。

【対象者】一人暮らしの高齢者又は高齢者のみで生活する方で、名簿登録を希望する方

【費用】なし

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
名簿登録者 (人)	716	676	605	610	620	630

(※R 2は、R 3. 1月末の人数)

(6) 高齢者世帯等一般廃棄物の戸別収集

ごみの集積所まで自力搬出することが困難な一人暮らしの高齢者等に、安否確認を含めたごみの戸別収集を行います。

【対象者】一人暮らしの高齢者又は高齢者のみで生活する方 【費用】なし

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
戸別収集利用者 (人)	44	39	33	35	38	40

(※R 2は、R 3. 1月末の人数)

(7) 神奈川県認知症等行方不明SOSネットワーク

行方不明のおそれのある高齢者等を事前に登録し、不明時などにおける早期の発見、安全の確保を図ります。

【対象者】認知症等により行方不明のおそれがあり、事前に町に登録した方

【費用】なし



	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
SOSネットワーク登録者 (人)	21	29	24	26	28	30

(※R 2は、R 3. 1月末の人数)

(8) 養護老人ホーム等入所措置事業

虐待若しくは経済的理由等により、在宅での生活が困難な高齢者など、やむを得ない事情等がある場合において、老人福祉法の規定に基づき、安全な施設に措置します。

【対象者】65歳以上の方で、家庭環境や経済的事実等により、在宅生活が困難な方

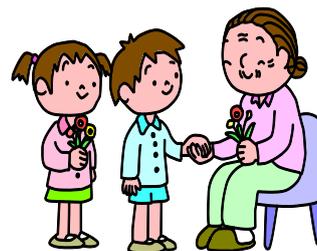
【費用】対象者等の所得に応じた費用を負担します。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
養護老人ホームの措置入所者 (人)	2	2	1	1	1	1

(※R 2は、R 3. 1月末の人数)

(9) 敬老事業

高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うため、敬老の日を記念した各種取組みを実施します。



ア 敬老のつどいの開催

【内 容】敬老の日（9月）を記念したイベントを開催します。

【対象者】おおむね 65 歳以上の方 【申込み】 不要

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
参加者数 (人)	約 450	約 480	中止	300	300	300

イ 長寿健康祝金の贈呈

【内 容】長寿の節目を迎えられた高齢者に長寿健康祝金を贈呈します。

【対象者】9月 15 日現在、77 歳・88 歳を迎えられる方及び 100 歳に到達した方で、1 年以上本町にお住まいで、住民登録のある方

【申込み】 不要

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
77 歳 (人)	442	428	474	500	420	400
88 歳 (人)	161	149	180	185	260	300
100 歳 (人)	9	7	9	7	8	10

ウ 長寿夫婦記念品の贈呈

【内 容】長寿夫婦に記念品を贈呈します。

【対象者】9月 15 日現在、結婚 50 年・60 年を迎えられるご夫婦で、1 年以上本町にお住まいで住民登録のある方

【申込み】 必要

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
結婚 50 年 (組)	28	31	28	30	32	34
結婚 60 年 (組)	6	4	1	2	4	6

(10) 社会福祉協議会による各種事業

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない組織です。

『社協』の愛称でも知られ、福祉の向上に向けた様々な活動を実施します。

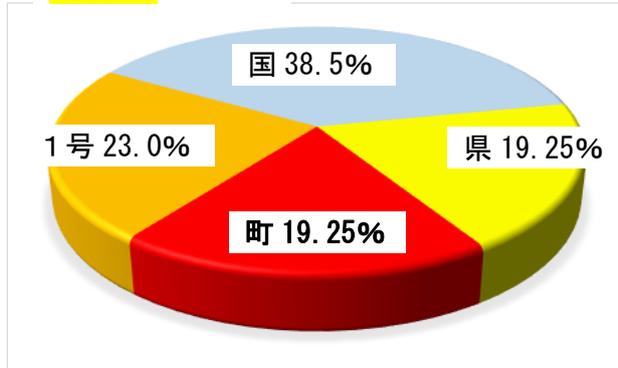


主な事業	概要
ア シルバースポーツ大会	子どもや地域の方々とスポーツを通じて相互に交流を図り、高齢者の健康保持、増進と親睦を図ることを目的に実施します。
イ ひとりぐらし高齢者の昼食会	在宅のひとりぐらし高齢者を対象に孤独感の解消と健康の保持等を目的に実施します。
ウ シルバー作品展	町内在住の高齢者を中心に作品を募り、日頃の趣味や生きがいとして創作した作品を一堂に展示し、町民とのふれあいを図ります。
エ ほのぼのふれあいハイキング	60歳以上の方を対象に、健康の保持とふれあいの場を通して介護予防を図るとともに社協事業や活動等を紹介します。
オ いきいきサロン	地域会館を利用して、ともに顔を合わせ、昼食や手芸、体操などを楽しみ、いつまでも健康であることを目的に実施します。
カ 医療情報キットの配付	ひとりぐらし、高齢者世帯の安全と安心を確保するため、救急医療情報キットを無料で配付し、活用の促進を図ります。
キ 各種相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●心配ごと行政相談室事業 行政相談員、人権擁護委員、民生委員等が日常生活上の相談に応じ、必要な助言や援助を実施します。 ●総合相談の開設 生活福祉資金貸付事業や、日常生活自立支援事業の相談支援を実施します。 ●ゆがわらフードコネクト 保存できる食材の提供を受け、食の確保が困難な生活困窮者に施策受給までのつなぎとして食料品を配布します。

2 任意事業（地域支援事業）の促進

地域の実情に応じて、創意工夫を活かし展開する事業で、本町では地域支援事業の財源を活用し、次の事業に取り組めます。

【財源】任意事業



【主な取組み】

食の自立支援事業



地域自立生活支援事業



(1) 介護給付適正化事業

介護サービスの質の向上に向けた取組みや介護給付の適正化を図る取組みを実施します。（詳細は、21 頁参照）

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力の衰えた高齢者等の成年後見申立てに係る手続きや費用その他後見人に対する報酬の助成等を行います。（詳細は、62 頁参照）

(3) 食の自立支援事業

栄養改善の必要性や調理困難にある一人暮らしの高齢者等を対象に、安否確認も兼ねて、お弁当をお届けします。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数 (延べ人数)	256	236	210	220	230	240

(4) 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない要介護者等について、ケアマネジャーが住宅改修に必要な書類の作成や手続き等をした場合に助成します。

(5) 家族介護支援事業

ア 介護用品支給事業

要介護4・5の高齢者を在宅介護する家族介護者に対して、紙おむつ等を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。



	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数 (延べ人数)	15	10	10	10	12	14

イ 家族介護継続支援事業

要介護3以上の高齢者等を在宅で介護する家族の身体的・精神的な負担を軽減するため、宿泊型のリフレッシュや交流する機会を提供する「(仮称)湯河原温泉のんびり家族介護者交流事業」の開催を検討します。

(6) 介護相談員等事業

所定の研修を受けた介護相談員が施設を訪問し、入所者等の相談や不満を確認の上、施設との橋渡しをしながら問題の改善や質の向上を図ります。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
派遣数(延べ件数)	事前準備		中止	12	18	24

(7) 認知症サポーター等養成事業

地域の方が認知症に関する知識と理解を深めることができるよう、認知症サポーターの養成等を促進します。(詳細は、28頁参照)

(8) 地域自立生活支援事業

日常生活に注意を要する一人暮らし高齢者等に緊急通報システムを貸与し、緊急時の通報体制を確保します。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数(延べ人数)	49	45	53	54	56	58

3 市町村独自事業の考え方

(1) 市町村特別給付及び保健福祉事業

市町村は、介護保険法に基づく保険給付や地域支援事業のほか、第1号被保険者の介護保険料を財源として、条例による独自の市町村特別給付や保健福祉事業を実施することができます。



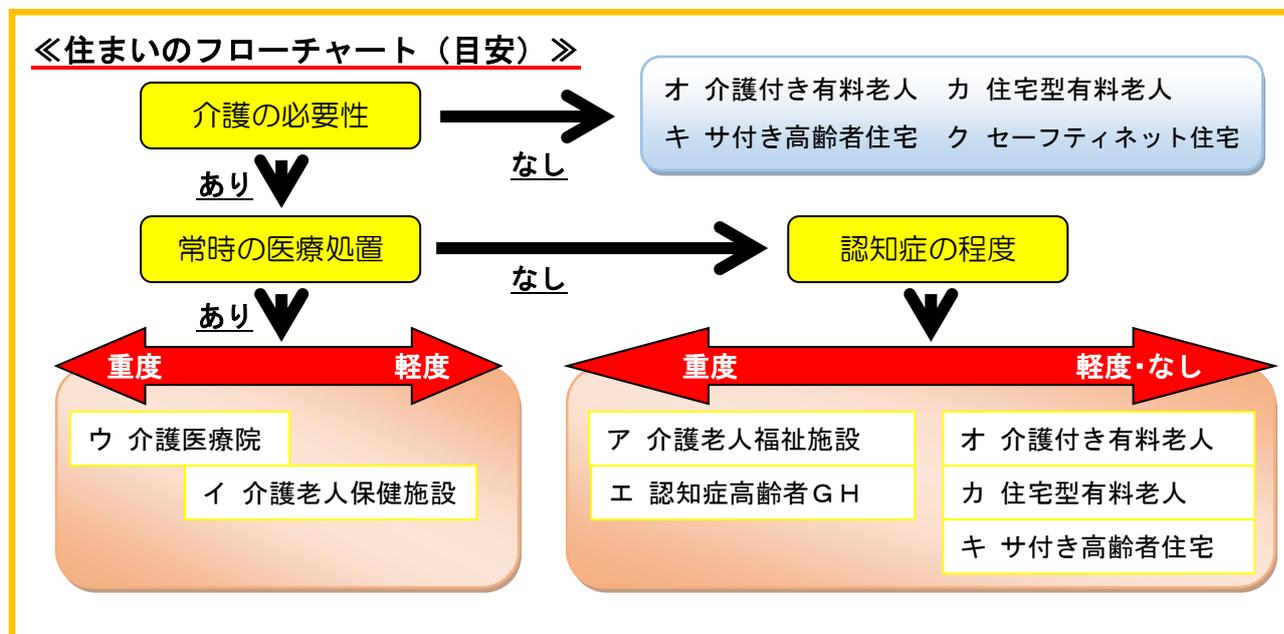
本町では、市町村特別給付等で実施できる各取組みについては、一般会計予算における高齢者福祉サービス(53頁参照)等で対応しており、第8期計画においても、継続した当該サービスの推進を図ります。

(2) 一般会計による自立支援、介護予防、重度化防止に資する事業

一般会計予算における高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に資することを目的とした高齢者健康増進事業(50・54頁参照)について、保険者機能強化推進交付金を活用することで、更なる取組みの強化・推進を図ります。

4 高齢者の多様な住まいの促進

高齢者の住まいにおいては、持ち家や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいが、高齢者の心身の状態やニーズ等に応じて、適切に供給される体制を確保します。



(1) 高齢者の多様な住まい

本町に所在する高齢者の住まい（居住の場）は、次のとおりです。

ア 介護老人福祉施設（2施設）

【施設概要】 在宅生活が困難な中重度の要介護の高齢者が優先して入所できる施設

【対象者】 要介護3以上の認定を受けている方（原則）

【町内施設】 ●心花春（定員 100名）

●シーサイド湯河原（定員 80名）

イ 介護老人保健施設（1施設）

【施設概要】 身体機能の回復を目的にリハビリテーションを受け、在宅復帰を目指す施設

【対象者】 要介護1以上の認定を受けている方

【町内施設】 ●ニューライフ湯河原（定員 100名）

ウ 介護医療院（1施設）

【施設概要】 長期療養を要する高齢者が機能訓練や治療等を受ける施設

【対象者】 要介護1以上の認定を受けている方

【町内施設】 ●湯河原中央温泉病院介護医療院（定員 96名）

エ 認知症高齢者グループホーム（3施設）

【施設概要】 認知症の高齢者が自立的な共同生活を行う施設

【対象者】 認知症の診断を受けている要支援2以上の方

【町内施設】 ●湯河原温泉ケアセンターそよ風（定員27名）
●ツクイ湯河原グループホーム（定員18名）
●ミモザ湯河原温々（定員18名）

オ 介護付き有料老人ホーム（2施設）

【施設概要】 施設職員により食事の提供や生活支援などのサービスが提供される施設

【対象者】 すべての高齢者（原則）

【町内施設】 ●湯河原ゆうゆうの里（定員369名）
●ミモザ湯河原（定員36名）

カ 住宅型有料老人ホーム（3施設）

【施設概要】 外部の介護事業者等により食事の提供や生活支援などのサービスが提供される施設

【対象者】 すべての高齢者（原則）

【町内施設】 ●ほのぼのなのはな苑（定員8名）
●グリーンヒルズ湯河原（定員52名）
●湯河原中央老人ホーム（定員10名）

キ サービス付き高齢者向け住宅（3施設）

【施設概要】 安否確認と生活相談のサービスが義務づけられている施設

【対象者】 すべての高齢者（原則）

【町内施設】 ●ホームステーションらいふ湯河原（定員69名）
●ホームステーションらいふ湘南かねが湯河原（定員60名）
●薔薇荘（定員10名）

ク セーフティネット住宅（1施設） ※令和3年開設（登録）予定

【施設概要】 民間賃貸住宅において、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録された住宅

【対象者】 すべての高齢者（原則）

(2) 未届有料老人ホームへの対応

町内に所在する高齢者住宅のうち、老人福祉法上の届出がされていない施設等に対して、早期の届け出がなされるよう、神奈川県と連携を図りながら必要な支援・助言等を実施するとともに、情報連携の強化に努めます。

また、「介護相談員事業（59頁参照）」や「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化事業（※）」を活用した外部の目を入れる取組みを実施します。

（※）高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化事業（介護保険事業費補助金）

集合住宅等に入居する高齢者等に対して介護サービスを提供する介護事業所に対して、重点的な実地指導が可能となるよう指導体制の強化を図る事業

5 権利擁護事業の促進

一人暮らしや認知症の高齢者等の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域において、判断能力が不十分な状態となっても個人の尊厳が重んじられ、その方らしい生活を過ごすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、高齢者等に対する権利侵害や、生命・生活・健康が損なわれる状況の増加も懸念されることから、高齢者虐待の防止に向けた普及啓発や早期発見・早期対応が図れる体制の構築に努めます。

(1) 成年後見制度の利用促進

ア 広報・啓発活動の推進

成年後見制度に関するリーフレットを作成し、町広報紙やホームページ等を通じた情報発信を行うとともに、司法書士会や行政書士会など関係団体等と連携を図りながら権利擁護に関する公開講座を定期的を開催し、各種制度の広報・周知を図ります。

(権利擁護公開講座)	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
開催数(回)	2	2	中止	2	2	2

イ 相談支援窓口の強化

成年後見制度に関する相談等に、迅速かつ適切に対応できるよう、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(詳細は、23 頁参照)

ウ 成年後見制度利用支援事業の実施

身寄りのない高齢者等の後見等開始の手続きに当たっては、老人福祉法の規定に基づき、町長が申立てを行うことで、迅速かつ円滑な制度利用につなげます。

また、費用を負担することが困難な高齢者等に対しては、申立てに係る費用及び後見人に対する報酬等について助成します。

(市町村長申立て)	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
申立件数(件)	0	1	4	2	4	6
報酬等助成件数(件)	2	3	1	3	5	7

エ 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度利用促進法の規定に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本的な計画の策定及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核をなす「中核機関」の設置等について検討します。

(2) 消費者被害防止の推進

高齢者を狙った悪質商法や詐欺などの被害防止に向けて、小田原警察署や小田原市消費生活センターなど関係機関と連携を図りながら、防犯への意識の啓発を行うとともに、権利擁護に関する公開講座（62頁参照）を定期的に関催し、各種制度の広報・周知を図ります。

(3) エンディングノートの作成等

高齢者の方が、これまでに歩んできた人生を振り返りながら、今後の人生も自分らしく過ごせるよう、また、大切なご家族に自身の思いなどを確実に伝えることができるよう『大切な方へのメッセージ（エンディングノート）』を作成・配布します。

また、相続・遺言など権利擁護に関する公開講座（62頁参照）を定期的に関催し、各種制度の広報・周知を図ります。

(4) 高齢者虐待の防止

ア 広報・啓発活動の推進

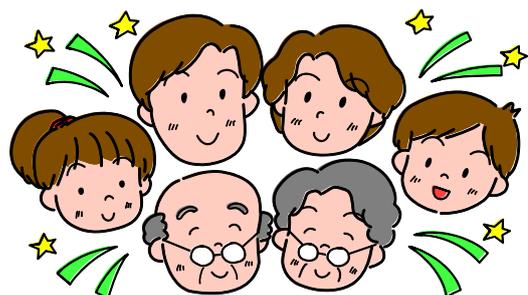
高齢者虐待に関する気づきや早期発見、見守りの担い手としての地域の住民や関係者等に対して、虐待に関する知識や意識の普及啓発を図ります。

イ 迅速かつ適切な対応

虐待事案等の通報を受けた場合においては、被虐待者の生命や財産等を守るため、神奈川県が作成する「高齢者虐待防止対応マニュアル」、「高齢者虐待発生後対応マニュアル」などに基づき、関係機関・関係団体等と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に努めます。

ウ 高齢者虐待防止ネットワークの設置

虐待の恐れのある高齢者の早期発見や家族等に対する多面的な支援など適切かつ迅速な対応が図れるよう、保健・医療・福祉その他関係団体等で構成する「(仮称)湯河原町高齢者虐待防止ネットワーク」の設置について検討します。



6 災害・感染症対策の推進

災害や感染症に対する備えや対策の重要性が高まっていること等を踏まえ、高齢者を支援する取組みの強化・推進を図ります。

また、共助や公助に関する取組みだけでなく、高齢者の防災知識の普及・啓発を図ることで、自助への意識の向上に努めます。



(1) 災害に対する備えの検討

ア 防災対策の推進

「ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）」その他防災関係計画に基づく各取組みについて、関係各課と連携を図りながら推進します。

「ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）」～抜粋～

● 避難場所・避難収容施設の周知

広域避難場所・緊急避難場所・避難施設の周知を図るとともに、その場所が避難場所等であることがすぐにわかるような表示板などを設置します。（後段省略）

● 土砂災害・洪水対策の強化及び改良事業の推進

（前段省略）さらに、町民に対し防災マップなどを活用して土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域の周知を図ります。（後段省略）

● 災害時要援護者の避難支援

湯河原町災害時要援護者避難支援プランを策定するとともに、災害時の避難支援における避難行動要支援者名簿の有効な活用方法について検討します。

イ 介護事業所に対する支援等

介護事業所の避難確保計画の作成等を支援するとともに、当該事業所における避難訓練の実施やリスク、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他、物資の備蓄・調達状況について確認します。

ウ 災害時要援護者名簿の作成等

災害時に支援の必要な高齢者等を把握するための要援護者名簿の登録・作成を促進するとともに、地域における高齢者の安全を確保するための見守りや支えあいの体制づくりに努めます。

(要援護者名簿)	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
登録者数（人）	594	542	530	560	580	600

また、介護が必要な高齢者等のための避難施設として、介護保険施設等の利用ができるよう協定を結び、要介護者等が安心して避難生活を送ることのできる環境を整えます。（65頁参照）

＜協定締結施設＞

(令和3年3月31日現在)

	法人名 / 施設名	締結日
1	【介護老人福祉施設】社会福祉法人湯河原福祉会 湯河原老人ホーム	平成17年8月25日
2	【介護老人保健施設】財団法人生活保健協会 ニューライフ湯河原	平成17年8月26日
3	【認知症高齢者グループホーム】(株)ユニマットそよ風 湯河原温泉ケアセンターそよ風	平成19年9月4日
4	【介護老人福祉施設】社会福祉法人湯河原福祉会 シーサイド湯河原	平成19年9月4日
5	【特定施設】財団法人日本老人福祉財団 湯河原ゆうゆうの里	平成19年9月4日
6	【認知症高齢者グループホーム】(株)ツクイ ツクイ湯河原グループホーム	平成21年6月24日
7	【特定施設】(株)らいつ ホームステーションらいつ湯河原	平成25年10月1日
8	【特定施設】(株)らいつ ホームステーションらいつ湘南かねか湯河原	平成25年10月1日
9	【認知症高齢者グループホーム】ミモザ(株) ミモザ湯河原温々	平成25年10月1日
10	【特定施設】ミモザ(株) ミモザ湯河原	平成25年10月1日

(2) 感染症に対する備えの検討

ア 関係機関等との連携

神奈川県や小田原医師会など関係機関・関係団体等と連携を図りながら感染症発生時における支援体制の構築を目指します。

イ 介護事業所に対する支援等

介護事業所の感染症発生時を見据えた衛生用品の備蓄状況等を定期的に確認するとともに、国・県等と連携を図りながら、感染症の感染拡大に必要な衛生用品の調達等に努めます。

また、感染症発生時において、適切な対応が図れるよう介護従事者等を対象とした研修の機会を確保します。

このページは、空白です。

第5章 各種サービス事業量の見込み

- 1 居宅サービス事業量の見込み
- 2 地域密着型サービス事業量の見込み
- 3 居宅介護支援等事業量の見込み
- 4 施設サービス事業量の見込み
- 5 必要利用定員総数の設定
- 6 療養病床の円滑な転換を図るための取組み
- 7 中長期的な事業量の見込み



1 居宅サービス事業量の見込み

(1) 訪問介護

《概要》
 ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ等の身体介助その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

《サービス見込み量》
 要介護者が安心して在宅生活を維持し、かつ、家族の介護負担を軽減するための大切なサービスの1つであり、今後も、その利用は増加するものと見込んでいます。

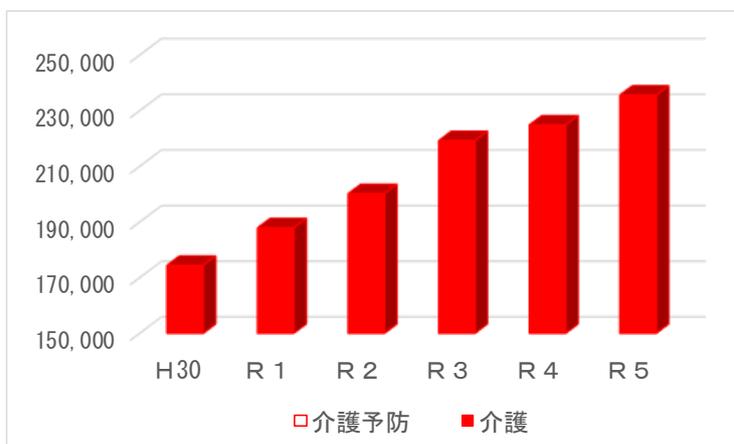
《提供体制の確保》
 サービスの質の向上を図るとともに、今後のサービス見込み量に十分対応できるより多くの供給量の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	174,405	187,905	200,155	219,204	224,846	235,565
回 数 (回/年)	42,752	44,775	47,606	52,664	54,782	56,483
人 数 (人/年)	3,143	3,198	3,318	3,466	3,532	3,597

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(2) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

《概要》

利用者の自宅を入浴車などで訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介助を行うことで、身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスです。

《サービス見込み量》

介護度の重度化が見込まれる状況において、今後も、その利用は増加するものと見込んでいます。また、要支援者においても、諸事情により安全な入浴が確保できない場合もあるため、介護予防訪問入浴介護も一定数あるものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

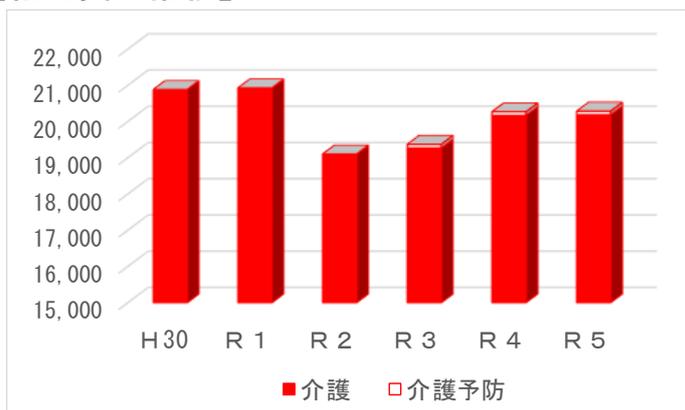
要介護者等が安心して在宅生活を維持し、かつ、家族の介護負担を軽減するためにも、今後のサービス見込み量に十分対応できる供給量の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	20,889	20,917	19,101	19,270	20,169	21,185
回 数 (回/年)	1,801	1,766	1,652	1,711	1,770	1,829
人 数 (人/年)	317	305	280	287	298	309
介護予防						
給付費 (千円)	0	9	0	99	99	99
回 数 (回/年)	0	1	0	5	5	5
人 数 (人/年)	0	1	0	2	2	2

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(3) 訪問看護、介護予防訪問看護

《概要》

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、対象者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助等を行うサービスです。

《サービス見込み量》

医療行為を必要とする在宅の要介護者等が増えることが見込まれるため、介護、介護予防ともにサービス見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

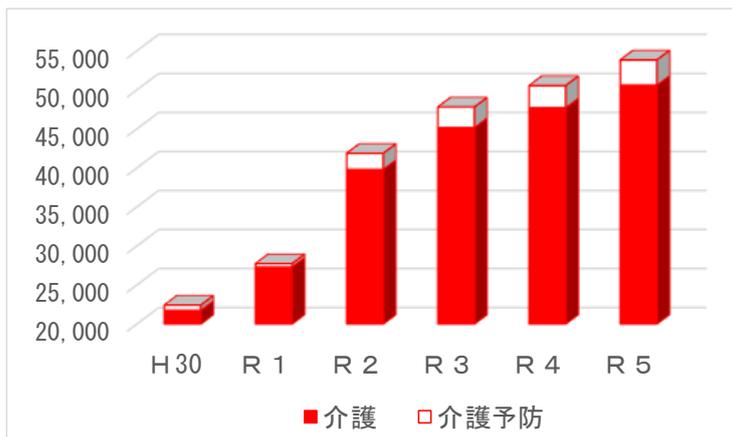
増加が見込まれるサービス見込み量に対応できる供給量の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区分	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護						
給付費(千円)	21,760	27,301	39,807	45,174	47,717	50,608
回数(回/年)	3,766	4,717	5,951	6,927	7,314	7,749
人数(人/年)	674	891	1,044	1,236	1,285	1,360
介護予防						
給付費(千円)	656	424	2,064	2,639	2,824	3,227
回数(回/年)	126	59	319	419	448	512
人数(人/年)	31	10	84	108	120	132

※2025年(R7)及び2040年(R22)の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(4) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

《概要》

対象者の自宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

《サービス見込み量》

リハビリテーションの重要性は、今後一層、高まり増加することが予測されますが、現状の提供体制を踏まえた見込み量としています。

《提供体制の確保》

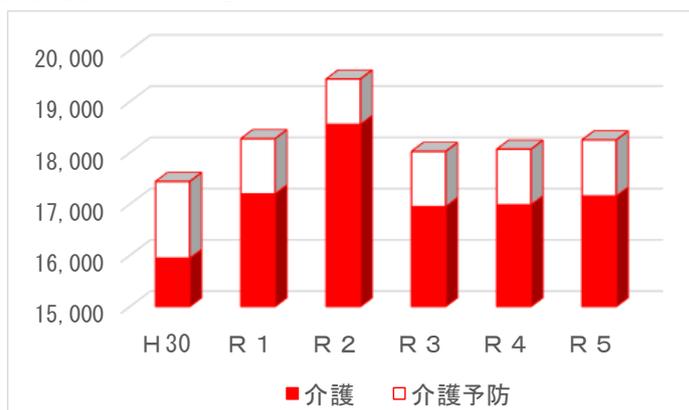
自宅での日常生活能力の維持向上を図るための有効なサービスであるため、サービスの内容や効果等について周知を図り、適切なサービス提供が行われるよう供給量の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	15,945	17,200	18,554	16,951	16,986	17,156
回 数 (回/年)	2,481	2,649	2,876	2,749	2,754	2,780
人 数 (人/年)	483	524	564	540	541	542
介護予防						
給付費 (千円)	1,495	1,075	885	1,074	1,085	1,096
回 数 (回/年)	259	171	160	178	180	182
人 数 (人/年)	65	45	40	46	47	48

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(5) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

《概要》

病院・診療所の医師、薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や生活環境等を把握して療養上の管理・指導を行うサービスです。

《サービス見込み量》

医療行為を必要とする在宅の要介護者等が増えることが見込まれるため、介護・介護予防ともにサービスの見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

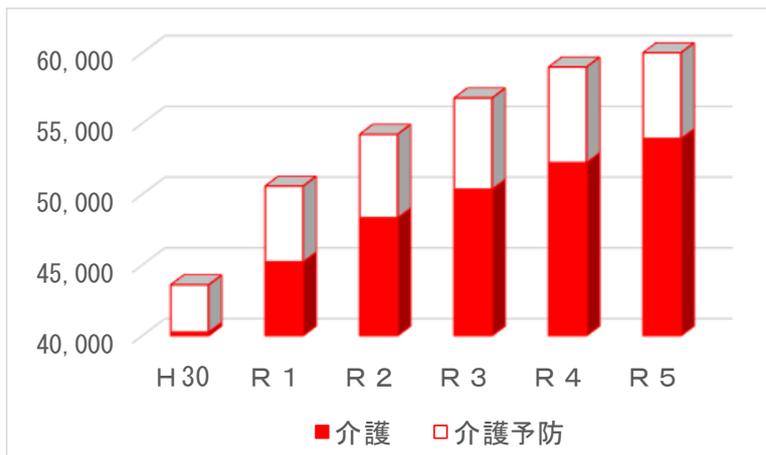
利用者の介護度が進行しないためにも、訪問看護、居宅介護支援等との連携を図りながら利用者本位の適切な利用が望まれるサービスであるため、サービスの提供に当たっての連携が図れる供給体制の維持・確立に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	40,242	45,216	48,327	50,350	52,229	53,935
人 数 (人/年)	5,771	6,567	7,363	7,711	7,993	8,254
介護予防						
給付費 (千円)	3,346	5,353	5,899	6,447	6,758	7,373
人 数 (人/年)	451	685	733	812	851	931

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(6) 通所介護

《概要》

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供、健康状態の確認等の日常生活の支援や機能訓練等が提供されるサービスです。

《サービス見込み量》

高齢者の孤独感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の心身的・精神的負担軽減を図るための大切なサービスの1つであるため、今後も、その利用は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

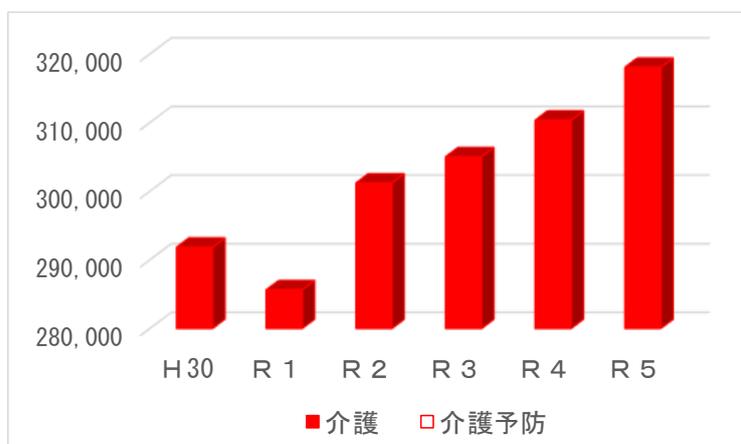
サービスの質の向上を含め、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・確保を図ります。

【サービス見込み量】

	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護						
給付費(千円)	291,842	285,633	301,199	305,029	310,362	318,061
回数(回/年)	40,620	39,717	41,463	42,190	42,841	43,954
人数(人/年)	4,212	4,025	4,049	4,323	4,377	4,487

※2025年(R7)及び2040年(R22)の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(7) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

《概要》

心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法などの必要なリハビリテーションが提供されるサービスです。

《サービス見込み量》

リハビリテーションの提供体制の強化を図る観点から、今後一層、高齢者のニーズ等は増加するものと予測されますが、現状の提供体制を踏まえた見込み量としています。

《提供体制の確保》

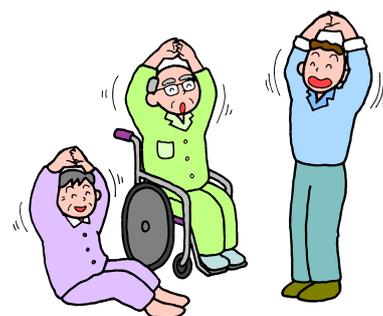
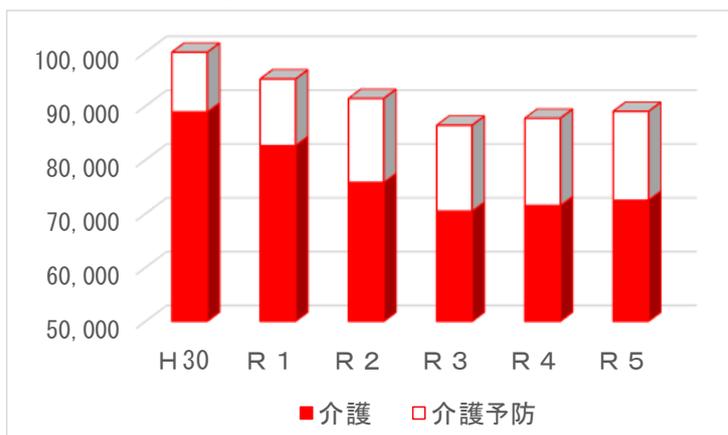
サービスの質の向上を含め、高齢者ニーズ等に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	88,900	82,654	75,808	70,484	71,515	72,507
回 数 (回/年)	10,383	10,054	9,439	8,782	8,908	9,034
人 数 (人/年)	1,388	1,460	1,382	1,272	1,272	1,272
介護予防						
給付費 (千円)	12,080	12,368	15,590	15,934	16,219	16,497
人 数 (人/年)	378	389	412	480	492	504

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(8) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

《概要》

介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設で入浴、排せつ、食事の介護など日常生活の支援や機能訓練が提供されるサービスです。

《サービス見込み量》

介護者の心身的・精神的負担軽減を図るなど、在宅介護を継続するうえでの有効なサービスであるため、今後も、その利用は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

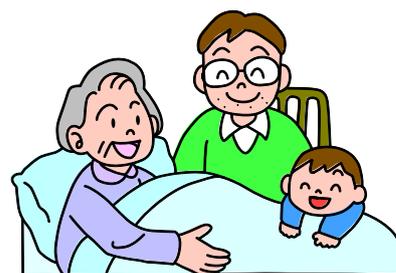
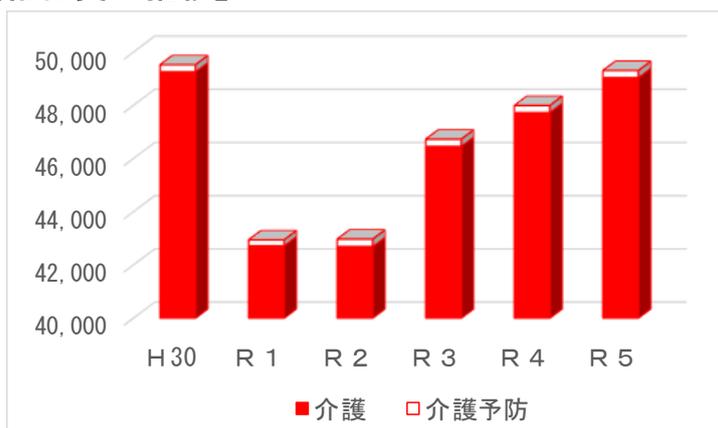
要介護者等が安心して在宅生活を維持し、かつ、家族の介護負担を軽減するため今後のサービス見込み量及び虐待その他の緊急ニーズにも、適切に対応できる提供体制の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	49,257	42,721	42,691	46,460	47,728	49,042
日 数 (日/年)	6,361	5,284	5,275	5,936	6,093	6,258
人 数 (人/年)	563	539	531	571	579	587
介護予防						
給付費 (千円)	266	220	278	265	265	265
日 数 (日/年)	60	41	48	36	36	36
人 数 (人/年)	7	10	7	6	6	6

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(9) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

《概要》

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な日常生活の支援が提供されるサービスです。

《サービス見込み量》

機能訓練を必要とする要介護者等が増加する見込みであることから、サービスの利用は増加するものと見込んでいます。

ただし、これまでの給付実績等から要支援者に対する介護予防短期入所療養介護の第8期計画期間における利用は、ないものと見込みます。

《提供体制の確保》

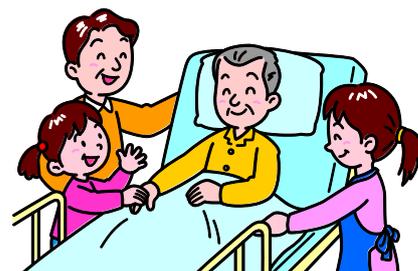
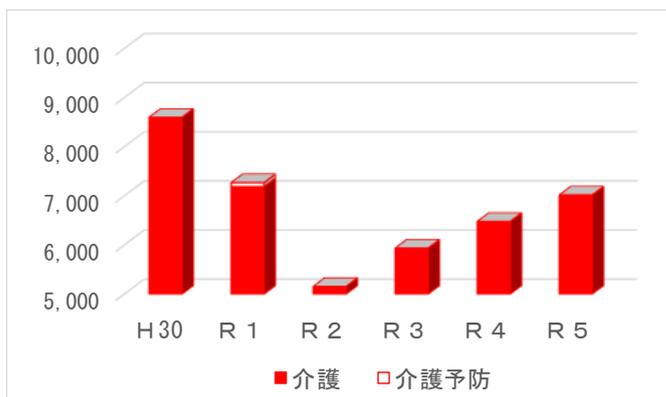
より充実したサービスが提供されるようサービスの質の確保に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	8,595	7,186	5,150	5,930	6,474	7,014
日 数 (日/年)	770	645	404	516	603	638
人 数 (人/年)	132	109	84	89	104	110
介護予防						
給付費 (千円)	0	79	0	0	0	0
日 数 (日/年)	0	13	0	0	0	0
人 数 (人/年)	0	1	0	0	0	0

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(10) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

《概要》

有料老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設で入浴、排せつ等の介護、生活に関する相談等の日常生活上の支援や機能訓練が提供されるサービスです。

《サービス見込み量》

供給体制が整備されたことに伴い、サービスの見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

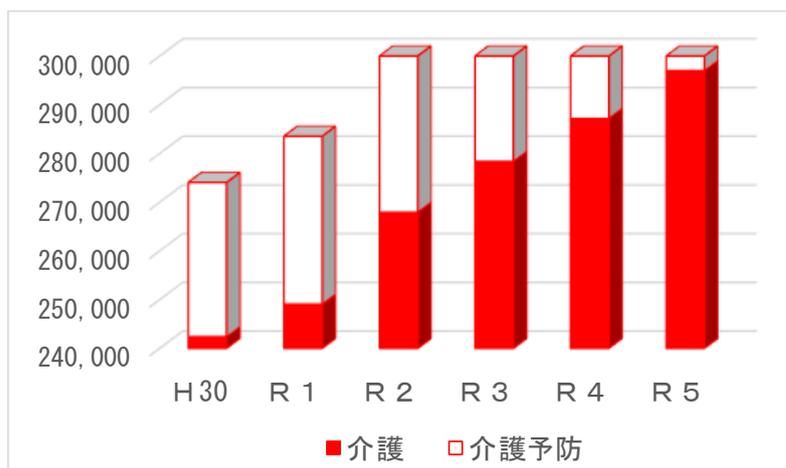
これまでに開所した有料老人ホーム4か所（534床）について、サービスの質の確保を含め、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・向上を図ります。なお、第8計画期間中の新たな整備計画はありません。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護						
給付費(千円)	242,408	249,072	267,923	278,368	287,192	297,002
人 数(人/年)	1,351	1,397	1,476	1,493	1,542	1,591
介護予防						
給付費(千円)	31,647	34,464	34,359	34,817	35,533	36,654
人 数(人/年)	454	463	420	432	444	456

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(11) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

《概要》

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

《サービス見込み量》

より快適な在宅生活を継続するために、必要な福祉用具のニーズは増大していくものと考えており、介護・介護予防ともに、その見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

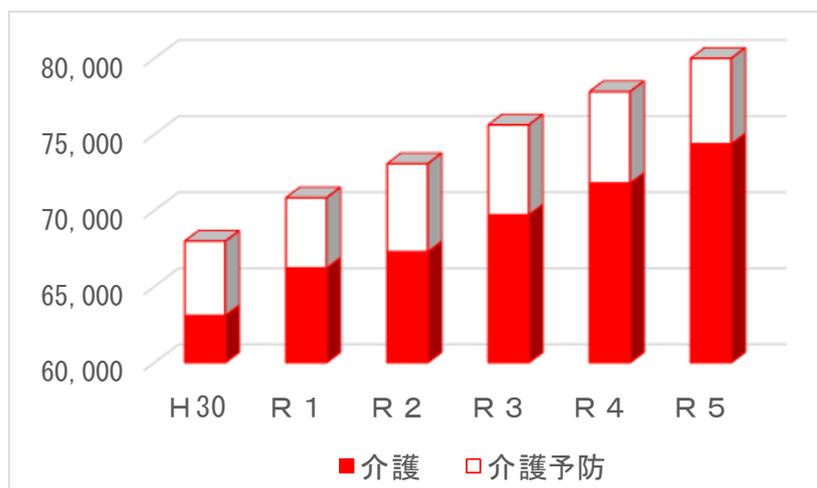
利用者の心身状況や環境に応じた適切な福祉用具の貸与が受けられるよう、居宅介護支援事業等による支援体制の充実に努めます。

【サービス見込み量】

区分	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護						
給付費(千円)	63,099	66,224	67,293	69,719	71,800	74,385
人数(人/年)	4,890	5,184	5,232	5,316	5,568	5,772
介護予防						
給付費(千円)	4,888	4,607	5,780	5,907	6,013	6,119
人数(人/年)	1,090	1,030	1,164	1,284	1,308	1,332

※2025年(R7)及び2040年(R22)の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



(12) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

《概要》

入浴又は排せつ用など、貸与することがない特定の福祉用具を購入した要介護者等に、年間10万円の利用額を限度に給付するサービスです。

《サービス見込み量》

より快適な在宅生活を継続するために、必要な福祉用具のニーズは増大していくものと考えており、その見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

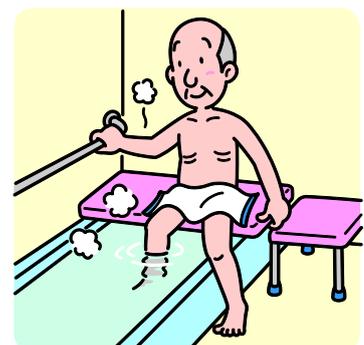
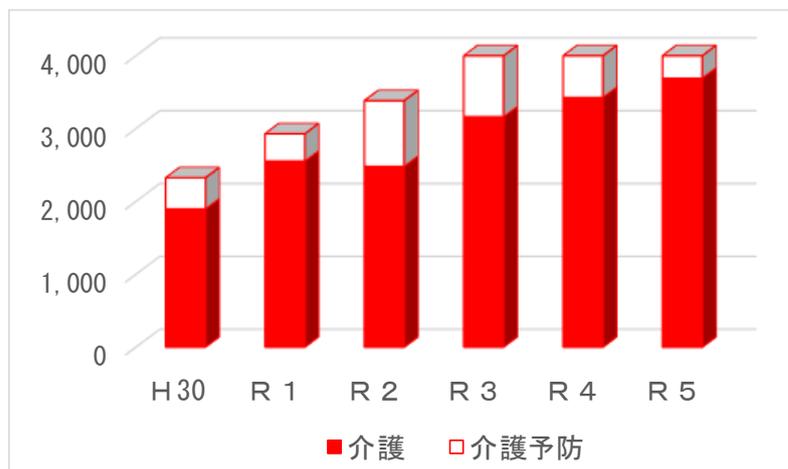
利用者の心身状況や環境に応じた適切な特定福祉用具の購入がされるよう、居宅介護支援事業等による支援体制の充実に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	1,898	2,553	2,482	3,162	3,427	3,692
人 数 (人/年)	79	108	105	111	112	120
介護予防						
給付費 (千円)	427	376	901	1,400	1,400	1,400
人 数 (人/年)	24	17	27	30	30	30

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、90頁に記載

【給付費の推移】



2 地域密着型サービス事業量の見込み

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

《概要》

訪問介護と訪問看護の連携による短時間の定期的な巡回と随時のサービスが提供されることにより、24時間の在宅生活の安心と生活維持を支援するサービスです。

《サービス見込み量》

在宅医療ニーズの高い高齢者の増加に伴い、今後、高齢者のニーズ等は増大していくものと考えており、その見込み量は増加していくものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

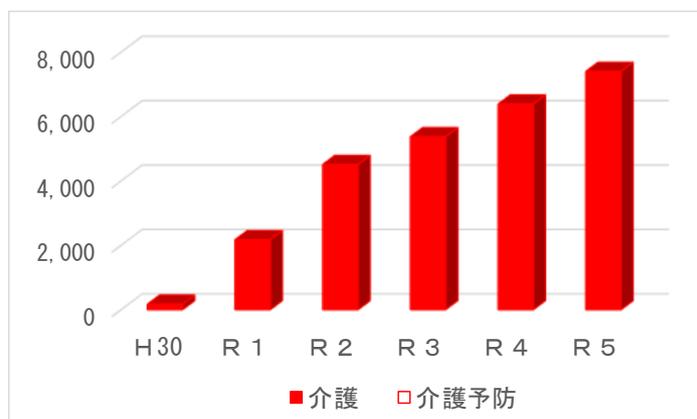
サービスの内容や効果等について周知を図り、適切なサービスの提供が行われるよう質の向上に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業所数	1	1	1	1	1	1
介護						
給付費(千円)	169	2,170	4,506	5,368	6,384	7,397
人 数(人/年)	2	18	27	72	84	96

※2025年(R7)及び2040年(R22)の見込み量は、91頁に記載

【給付費の推移】



(2) 夜間対応型訪問介護

《概要》

夜間における定期的な巡回訪問により、又は通報を受けての居宅への訪問により排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。

《サービス見込み量》

現時点での参入事業者が見込めないため、利用はないものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

現時点での参入意向のある事業者等はありませんが、今後において、新規参入の実現が図れるよう供給量の確保に努めます。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

《概要》

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた事業所において、医療・看護ニーズの高い要介護者を地域で支えるサービスです。

《サービス見込み量》

現時点での参入事業者が見込めないため、利用はないものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

現時点での参入意向のある事業者等はありませんが、今後において、新規参入の実現が図れるよう供給量の確保に努めます。

(4) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

《概要》

認知症対応型通所介護は、認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

《サービス見込み量》

現時点での参入事業者が見込めないこと、及びこれまでの1事業者の事業閉鎖により供給体制がないことから、その利用はないものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

現時点での参入意向のある事業者等はありませんが、今後において新規参入の実現が図れるようニーズに応じた供給量の確保に努めます。

(5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

《概要》

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、日常生活上の支援を行うサービスです。

《サービス見込み量》

通い・泊まり・訪問の組み合わせを、より柔軟に利用できるサービスを必要とする高齢者の増加等に伴い、その見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

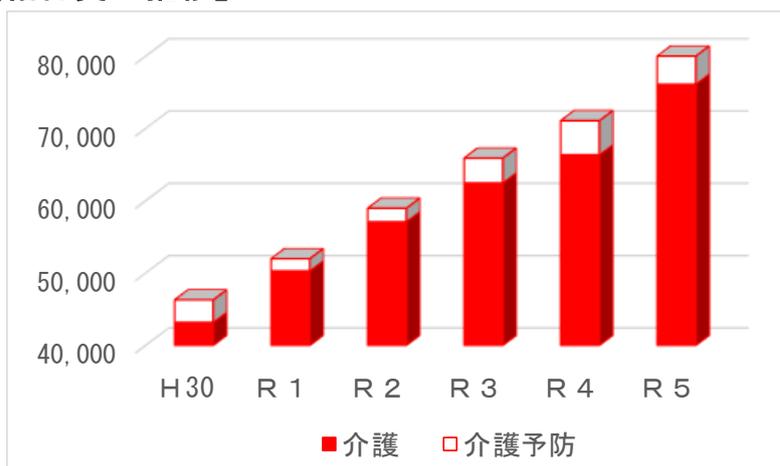
第7期計画期間中に新規事業所が参入したことにより、提供体制が整備されたため、サービスの内容や効果等について周知を図り、適切なサービス提供が行われるよう質の向上に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業所数	1	1	2	2	2	2
介護						
給付費 (千円)	43,178	50,301	57,073	62,455	66,346	76,123
人 数 (人/年)	278	309	336	420	456	516
介護予防						
給付費 (千円)	3,105	1,665	1,884	3,428	4,725	6,022
人 数 (人/年)	56	35	36	60	84	108

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91頁に記載

【給付費の推移】



(6) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

《概要》

認知症高齢者が共同で生活できる場において食事、入浴などの介護や機能訓練等を行うサービスです。

《サービス見込み量》

認知症高齢者の増加等に伴い、見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

町内3施設について、サービスの質の向上を含め、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・向上を図ります。

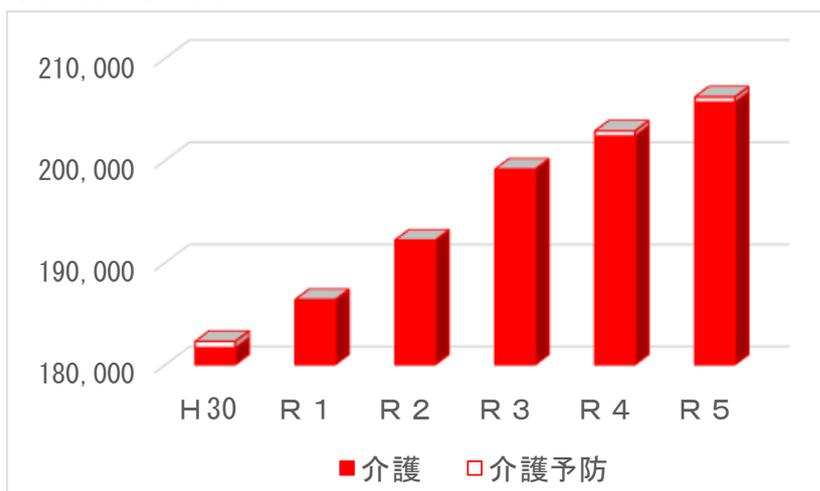
なお、第8期計画期間中の新たな整備計画はありません。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業所数	3	3	3	3	3	3
介護						
給付費 (千円)	181,666	186,325	192,183	199,122	202,375	205,700
人 数 (人/年)	746	755	768	780	792	804
介護予防						
給付費 (千円)	617	42	0	0	498	498
人 数 (人/年)	3	1	0	0	2	2

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91頁に記載

【給付費の推移】



- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

《概要》

定員 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホーム又は介護老人福祉施設等で食事や入浴などの介護や機能訓練等を行うサービスです。

《サービス見込み量》

サービスの利用はないものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

第8期計画期間中における整備計画はありません。

- (9) 地域密着型通所介護

《概要》

定員 18 人未満のデイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供、健康状態の確認等の日常生活の支援や機能訓練等が提供されるサービスです。

《サービス見込み量》

高齢者の孤独感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の心身的・精神的負担軽減を図るための大切なサービスの1つであるため、今後も、その利用は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

サービスの質の向上を含め、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・確保を図ります。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
事業所数	7	7	6	6	7	7
介護						
給付費 (千円)	80,128	113,519	101,651	104,527	111,210	119,909
回数 (回/年)	9,276	12,661	10,811	11,312	12,013	12,931
人数 (人/年)	673	883	756	816	864	912

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91頁に記載

3 居宅介護支援等事業量の見込み

(1) 居宅介護支援、介護予防支援

《概要》

要介護者等の心身機能の維持・向上を図るため、ケアマネジャー等が利用者の心身状況や生活環境、本人及び家族の希望をもとにケアプランを作成し、適切な介護サービスが受けられるよう、必要な連絡調整その他相談援助等を行うサービスです。

《サービス見込み量》

要介護認定者の増加等に伴い、その見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

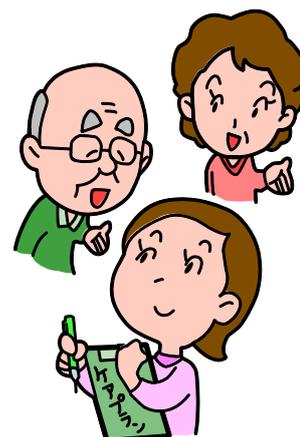
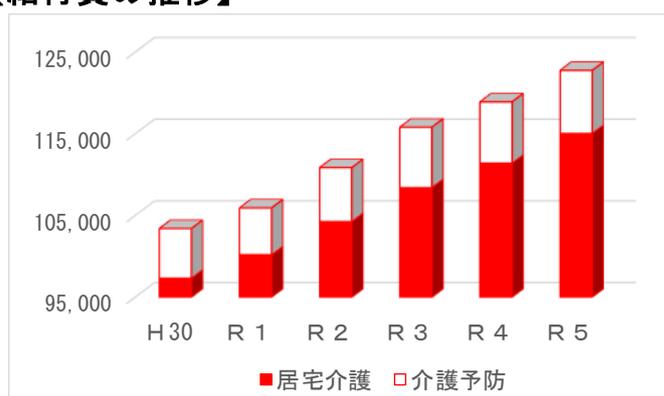
増加が見込まれるサービス見込み量に対応できる供給量の確保に努めるとともに質の高いケアマネジメントが適切に提供できるよう、居宅介護支援事業者等との連絡調整に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
居宅介護支援						
給付費 (千円)	97,308	100,178	104,243	108,399	111,388	115,023
人 数 (人/年)	7,699	7,884	7,975	8,266	8,484	8,751
介護予防支援						
給付費 (千円)	6,086	5,736	6,595	7,393	7,506	7,724
人 数 (人/年)	1,400	1,309	1,490	1,632	1,656	1,704

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91頁に記載

【給付費の推移】



(2) 住宅改修

《概要》

在宅の高齢者等が手すりの取り付けなど一定の住宅改修を行ったときに、20万円を上限に、改修費の一部を支給するサービスです。

《サービス見込み量》

より快適な在宅生活を継続するために、必要な住宅改修のニーズは増大していくものと考えており、介護・介護予防ともに、その見込み量は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

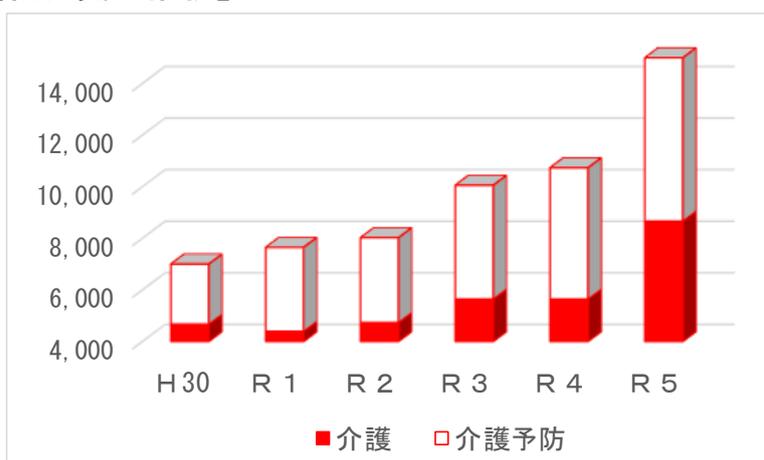
利用者の心身状況や環境に応じた適切な改修が施工されるよう、居宅介護支援事業等による支援体制の充実に努めます。

【サービス見込み量】

区 分	第7期			第8期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護						
給付費 (千円)	4,673	4,398	4,733	5,646	5,646	8,666
人 数 (人/年)	70	63	72	84	84	132
介護予防						
給付費 (千円)	2,332	3,249	3,292	4,408	5,089	6,332
人 数 (人/年)	32	41	42	48	72	96

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91頁に記載

【給付費の推移】



4 施設サービス事業量の見込み

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

《概要》

要介護者に対し、入浴・排せつ等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理や療養上の支援を目的とした施設です。

《サービス見込み量》

中重度者の待機者もいることから、入所者数は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

現行の2施設(180床)において、質の向上を含め、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・向上を図ります。

なお、第8期計画期間中の新たな整備計画はありません。

【サービス見込み量】

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護老人福祉施設						
給付費 (千円)	315,081	337,987	344,446	367,328	377,345	387,688
人 数 (人/年)	1,246	1,314	1,344	1,392	1,428	1,464

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91頁に記載

《参考》 本町の特別養護老人ホーム待機者の動向

「特別養護老人ホーム入所待機者調査」集計結果

（基準日：4月1日）

区分	H28	H29	H30	H31	R 2
未認定等	0	0	0	0	0
要介護1	3	2	3	0	0
要介護2	7	10	8	0	0
要介護3	10	5	8	17	20
要介護4	8	14	15	10	5
要介護5	6	6	4	5	7
(計)	34	37	38	32	32

(2) 介護老人保健施設

《概要》

要介護者等に対し、看護・医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な日常生活上の支援を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

《サービス見込み量》

隣接自治体に所在する施設等への入所も見込まれることから、入所者数は増加するものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

現行の1施設(100床)において、質の向上を含め、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・向上を図ります。

なお、第8期計画期間中の新たな整備計画はありません。

【サービス見込み量】

区分	第7期			第8期		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護老人保健施設						
給付費(千円)	326,988	366,935	370,143	394,390	406,458	418,528
人数(人/年)	1,232	1,339	1,392	1,404	1,440	1,476

※2025年(R7)及び2040年(R22)の見込み量は、91頁に記載

(3) 介護医療院

《概要》

要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の支援、機能訓練その他必要な医療の提供を行う施設です。

《サービス見込み量》

療養病床の再編等を踏まえ、その利用者数は、段階的に増加していくものと見込んでいます。

《提供体制の確保》

平成31年4月に既存の施設が、介護療養型から介護医療院へ転換したことにより、1施設(96床)による供給体制となります。高齢者のニーズ等に対応した供給体制の確保が図れるよう施設との調整等を図ります。

なお、第8期計画期間中の新たな転換(整備)計画等はありません。

【サービス見込み量】

区 分	第 7 期			第 8 期		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
介護医療院						
給付費 (千円)	—	91,623	104,140	113,632	120,787	128,244
人 数 (人/年)	—	293	312	360	384	396
介護療養型医療施設						
給付費 (千円)	31,504	2,910	—	—	—	—
人 数 (人/年)	121	11	—	—	—	—

※2025年（R7）及び2040年（R22）の見込み量は、91 ㊦に記載

5 必要利用定員総数の設定

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等の入居定員総数は、次のとおりとします。

なお、住宅型有料老人ホームは、未届有料老人ホームによる老人福祉法上の届け出を見込み、定員総数を段階的に引き上げるものとします。

（各施設の概要は、61 ㊦参照）

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5
住宅型有料老人ホーム	70	85	90	130
サービス付き高齢者向け住宅	139	139	139	139
認知症対応型共同生活介護	63	63	63	63
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0

6 療養病床の円滑な転換を図るための取組み

本町の介護療養型医療施設においては、平成31年4月に介護医療院（96床）への転換手続きを完了しています。

なお、第8期計画期間中の新たな整備（転換）計画は、見込んでおりません。

7 中長期的な事業量の見込み

持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立った事業計画となるよう、2025年・2040年のサービス種類ごとの見込み量や保険料水準を推計（96頁参照）します。

居宅サービス	2025年（R7）			2040年（R22）		
	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）
(1) 訪問介護						
介護	243,659	58,578	3,728	293,141	68,224	4,264
(2) 訪問入浴						
介護	23,085	2,001	331	34,168	2,856	528
介護予防	99	5	2	198	10	4
(3) 訪問看護						
介護	52,091	7,996	1,423	61,609	9,720	1,620
介護予防	352	559	132	6,675	571	91
(4) 訪問リハビリテーション						
介護	19,062	3,092	552	20,803	3,077	600
介護予防	1,176	195	48	1,284	208	55
(5) 居宅療養管理指導						
介護	56,542	—	8,645	63,399	—	8,804
介護予防	7,373	—	931	9,379	—	1,141
(6) 通所介護						
介護	331,834	45,685	4,638	401,029	55,002	5,484
(7) 通所リハビリテーション						
介護	97,316	10,123	1,295	112,054	13,377	1,760
介護予防	20,095	—	551	22,697	—	733
(8) 短期入所生活介護						
介護	51,541	6,465	675	72,263	9,215	852
介護予防	265	36	6	1,061	144	48
(9) 短期入所療養介護						
介護	11,056	1,027	139	17,462	1,595	275
介護予防	0	0	0	0	0	0
(10) 特定施設入居者生活介護						
介護	310,508	—	1,665	353,688	—	1,956
介護予防	37,775	—	468	42,954	—	528
(11) 福祉用具貸与						
介護	78,341	—	6,072	92,058	—	7,160
介護予防	6,236	—	1,356	7,009	—	1,560
(12) 特定福祉用具販売						
介護	4,803	—	151	7,025	—	310
介護予防	1,634	—	32	2,805	—	60

第5章 各種サービス事業量の見込み

地域密着型サービス	2025年（R7）			2040年（R22）		
	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
介護	14,393	—	144	17,432	—	216
(2) 夜間対応型訪問介護						
介護	0	—	0	0	—	0
(3) 看護小規模多機能型居宅介護						
介護	0	—	0	0	—	0
(4) 認知症対応型通所介護						
介護	0	—	0	0	—	0
(5) 小規模多機能型居宅介護						
介護	81,939	—	552	93,753	—	624
介護予防	6,859	—	120	11,206	—	204
(6) 認知症対応型共同生活介護						
介護	220,930	—	864	248,660	—	972
介護予防	498	—	2	1,494	—	4
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護						
介護	0	—	0	0	—	0
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
介護	0	—	0	0	—	0
(9) 地域密着型通所介護						
介護	130,954	14,128	1,008	173,677	18,763	1,307

居宅介護支援等	2025年（R7）			2040年（R22）		
	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）
(1) 居宅介護支援						
介護	120,866	—	9,199	137,626	—	10,344
介護予防	8,050	—	1,776	9,517	—	2,100
(2) 住宅改修						
介護	9,727	—	144	14,257	—	216
介護予防	6,272	—	120	8,757	—	133

施設サービス	2025年（R7）			2040年（R22）		
	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）	給付費 （千円）	回数 （回 or 日）	人数 （人）
(1) 介護老人福祉施設	403,257	—	1,524	480,173	—	1,812
(2) 介護老人保健施設	431,996	—	1,524	508,536	—	1,788
(3) 介護医療院	136,887	—	420	173,337	—	528

第6章 介護保険料の算定等

- 1 総給付費の推計
- 2 標準給付費の推計
- 3 地域支援事業費の推計
- 4 介護保険料(基準額)の算定
- 5 中長期的な事業費等の見込み
- 6 所得段階別保険料の算定



【この章における用語の解説】

- ・ **特定入所者介護サービス費等給付額 (93 号)**
施設入所等する際の食費・居住費について、利用者の所得等に応じた負担限度額と所定の基準費用額との差額分を給付する費用をいう。
- ・ **高額介護サービス費等給付額 (93 号)**
1月の利用者負担額について、利用者の所得等に応じた所定の上限額を超えた場合に給付する費用をいう。
- ・ **高額医療合算介護サービス費等給付額 (93 号)**
年間の医療と介護に係る利用者負担額について、利用者の所得等に応じた所定の上限額を超えた場合に給付する費用をいう。

1 総給付費の推計

要介護者に対する介護給付費と要支援者に対する予防給付費を合計したものが総給付費となります。(単位：千円)

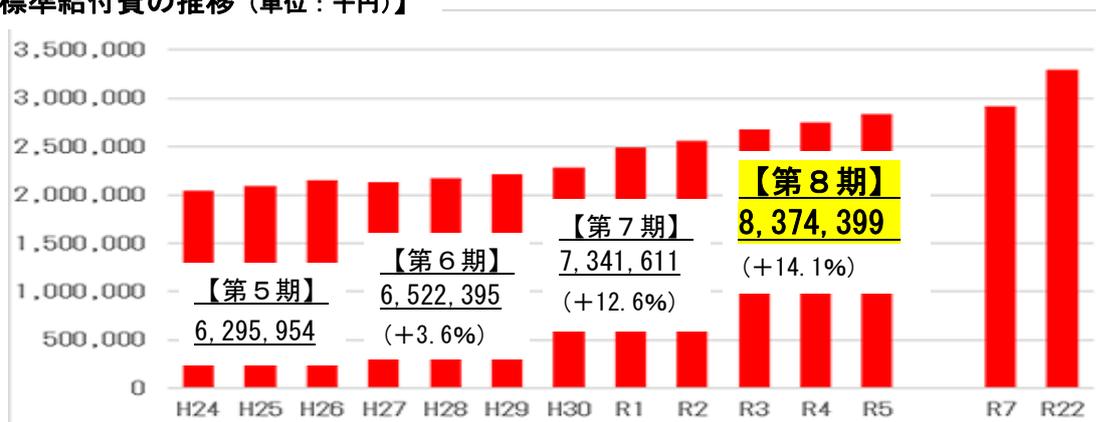
区 分	第7期			第8期(推計値)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護給付	2,099,628	2,290,976	2,365,419	2,490,967	2,568,384	2,667,430
居 宅	1,001,983	1,056,109	1,052,747	1,138,127	1,174,227	1,230,268
居住系	424,073	435,413	464,948	477,490	489,567	502,702
施 設	673,572	799,454	847,724	875,350	904,590	934,460
予防給付	66,939	69,593	74,228	83,811	88,014	93,306
居 宅	34,676	35,106	41,429	48,994	51,983	56,154
居住系	32,263	34,487	32,799	34,817	36,031	37,152
総給付費 (対前年度)	2,166,567 (3.0%)	2,360,569 (9.0%)	2,439,647 (3.3%)	2,574,778 (5.5%)	2,656,398 (3.2%)	2,760,736 (3.9%)

2 標準給付費の推計

総給付費に「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」、「算定対象審査支払手数料」を加えたものが標準給付費となります。(単位：千円)

区 分	R3	R4	R5
総給付費	2,574,778	2,656,398	2,760,736
特定入所者介護サービス費等給付額	63,779	65,539	67,108
高額介護サービス費等給付額	52,813	54,270	55,569
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,879	6,041	6,186
算定対象審査支払手数料	1,722	1,769	1,812
(計)	2,698,971	2,784,017	2,891,411

【標準給付費の推移(単位：千円)】

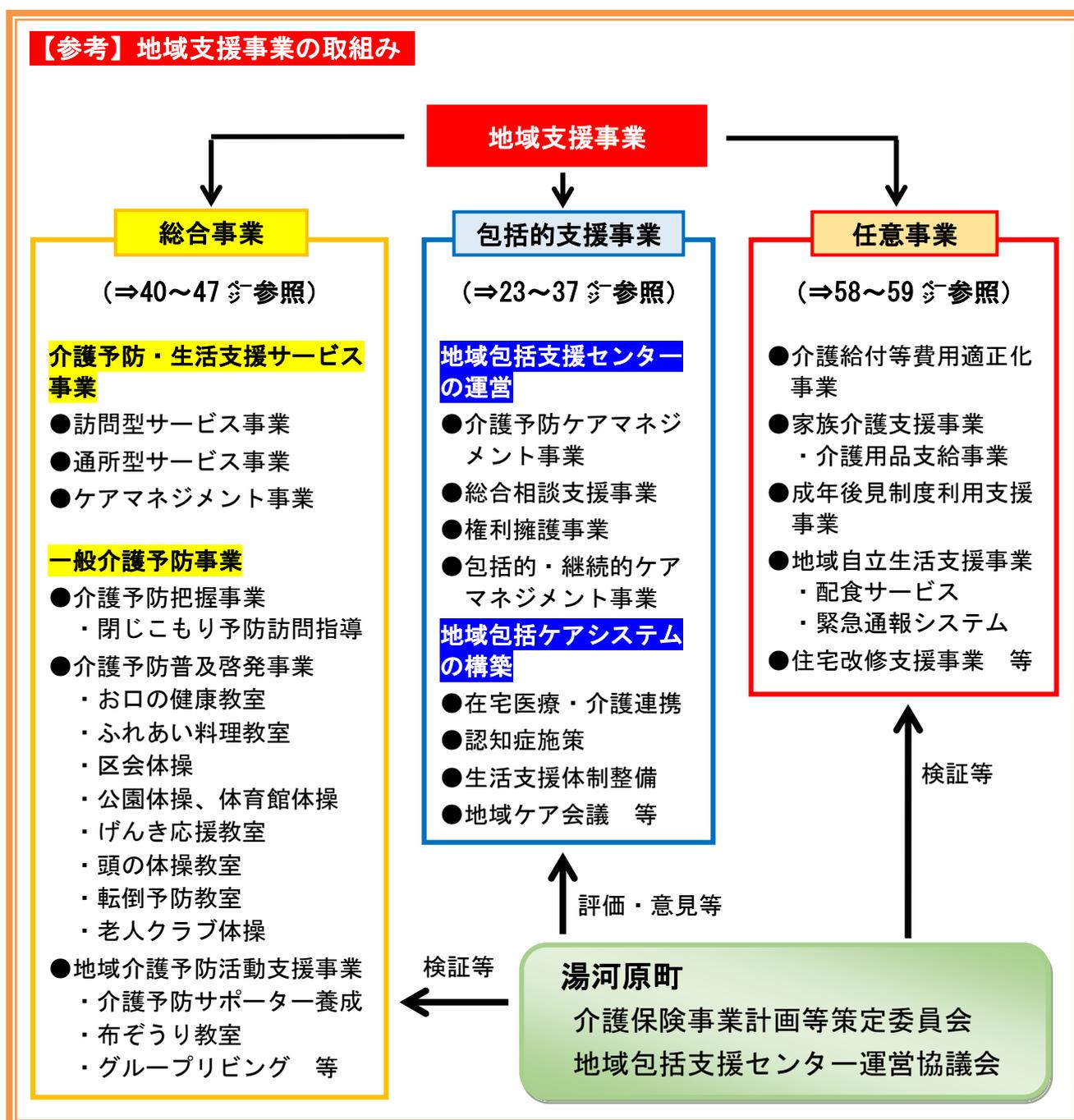


3 地域支援事業費の推計

地域支援事業に係る種類別の各費用について、これまでの実績等を踏まえ、次のとおり推計します。

(単位：千円)

区分	R 3	R 4	R 5
(1) 包括的支援事業	41,020	42,935	44,942
(2) 総合事業	70,171	73,985	78,023
(3) 任意事業	8,234	10,691	13,898
(計)	119,425	127,611	136,863



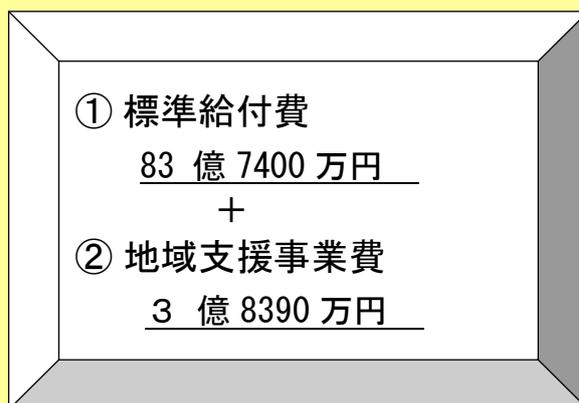
4 介護保険料（基準額）の算定

標準給付費、地域支援事業費の推計等に基づき算定した介護保険料（基準額）は、次のとおりです。

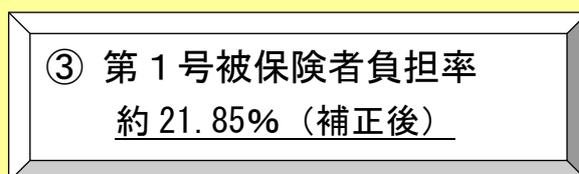
（単位：円）

区分	R 3	R 4	R 5	合計
標準給付費見込額 (①)	2,698,970,914	2,784,017,915	2,891,410,488	8,374,399,317
地域支援事業費 (②)	119,424,259	127,610,228	136,863,553	383,898,040
第1号被保険者負担分相当額 (①+②)*23%= (③)	648,230,890	669,674,473	696,503,029	2,014,408,392
調整交付金相当額 (④)	138,457,093	142,900,134	148,471,671	429,828,898
調整交付金見込額 (⑤)	167,810,000	176,339,000	187,074,000	531,223,000
準備基金の残高				100,000,000
準備基金取崩額 (⑥)				30,000,000
保険料収納必要額 (⑦)	⑥ = ③ - (⑤ - ④) - ⑥			1,883,014,290
所得段階別加入割合補正後	9,626人	9,568人	9,508人	28,702人
予定保険料収納率				99.4%
保険料(基準額) 【年額】				66,000
保険料(基準額) 【月額】				5,500
基金取崩影響額 【月額】				88

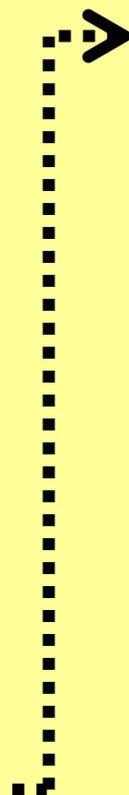
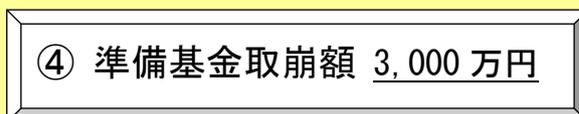
【参考】計算式（目安）



×



-



⑤ 保険料収納必要額
約18億8300万円

÷

⑥ 予定保険料収納率
99.4%

÷

⑦ 第1号被保険者数
28,702人（補正後）

=

介護保険料(基準額)算定
年額：66,000円
月額：5,500円

【参考】これまでの計画期間との比較

事業計画期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
基準額 (円/年)	31,914	35,543	44,857	46,317	52,637	54,000	56,400	66,000
第1期からの増加率	—	11.4%	40.6%	45.1%	64.9%	69.2%	76.7%	106.8%
第2期からの増加率	—	—	26.2%	30.3%	48.1%	51.9%	58.7%	85.7%
第3期からの増加率	—	—	—	3.3%	17.3%	20.4%	25.7%	47.1%
第4期からの増加率	—	—	—	—	13.6%	16.6%	21.8%	42.5%
第5期からの増加率	—	—	—	—	—	2.6%	7.1%	25.4%
第6期からの増加率	—	—	—	—	—	—	4.4%	22.2%
第7期からの増加率	—	—	—	—	—	—	—	17.0%

5 中長期的な事業費等の見込み

現行の計算式に基づき算定した2025年・2040年の介護保険料(基準額)等は、次のとおりです。(単位:円)

区 分	2025年(令和7年)	2040年(令和22年)
標準給付費(①)	3,067,647,062	3,650,485,687
総給付費	2,930,640,000	3,501,186,000
特定入所者サービス費	70,360,044	76,672,936
高額サービス費	58,262,250	63,489,695
高額医療合算サービス費	6,485,408	7,067,296
審査支払手数料	1,899,360	2,069,760
地域支援事業費(②)	114,107,544	96,972,606
包括的支援事業	45,431,297	42,113,580
総合事業	62,538,317	49,227,683
任意事業	6,137,930	5,631,343
第1号被保険者負担分相当額(③) = (①+②) * 23.0%相当	744,530,578	1,004,318,823
調整交付金相当額(④)	156,509,269	184,985,669
調整交付金見込額(⑤)	211,288,000	297,827,000
保険料収納必要額 = ③ - (⑤ - ④)	689,751,847	891,477,492
所得段階別加入割合補正後	9,357人	8,619人
予定保険料収納率	98.4%	98.4%
保険料(基準額) 【年額】	74,914	105,113
保険料(基準額) 【月額】	6,243	8,759

6 所得段階別保険料の算定

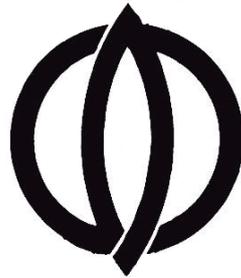
本町の介護保険料の設定に当たっては、所得段階別（10段階）の設定及び保険料軽減強化策に基づく公費投入（国 1/2、県 1/4、町 1/4）により、低所得者層に配慮した保険料額としています。

所得段階 (構成割合)	対象者	負担割合	介護保険料（年額）	
			改定後	改定前
第1段階 (19.7%)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、生活保護等を受給している方又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50 ↓ <u>0.30</u>	33,000円 ↓ <u>19,800円</u>	28,200円 ↓ <u>16,920円</u>
第2段階 (7.6%)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.65 ↓ <u>0.40</u>	42,900円 ↓ <u>26,400円</u>	36,660円 ↓ <u>22,560円</u>
第3段階 (10.8%)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方	0.75 ↓ <u>0.70</u>	49,500円 ↓ <u>46,200円</u>	42,300円 ↓ <u>39,480円</u>
第4段階 (11.0%)	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	59,400円	50,760円
第5段階 (10.8%)	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00 【基準額】	66,000円	56,400円
第6段階 (16.1%)	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	1.20	79,200円	67,680円
第7段階 (12.0%)	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	82,500円	70,500円
第8段階 (8.5%)	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	99,000円	84,600円
第9段階 (1.9%)	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.70	112,200円	95,880円
第10段階 (1.6%)	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	1.90	125,400円	107,160円

【参考】第8期計画期間における介護保険料(基準額)

	市町村名	月額保険料 (円)	高齢化率 (%)	(順位)
1	横浜市	6,500	24.7	30
2	川崎市	6,315	20.2	33
3	箱根町	6,200	37.5	5
4	相模原市	6,000	26.2	25
5	清川村	5,895	37.1	6
6	三浦市	5,885	40.1	3
7	大和市	5,835	24.2	32
8	逗子市	5,810	31.9	13
9	横須賀市	5,800	31.8	14
	真鶴町	5,800	42.5	2
11	中井町	5,739	35.3	7
12	山北町	5,580	39.6	4
13	平塚市	5,513	28.2	20
14	伊勢原市	5,500	26.3	24
	座間市	5,500	25.6	27
	鎌倉市	5,500	31.1	15
	藤沢市	5,500	24.6	31
	湯河原町	5,500	42.8	1
19	厚木市	5,453	25.6	27
20	開成町	5,400	26.1	26
	愛川町	5,400	30.4	16
22	秦野市	5,390	29.8	18
23	大磯町	5,300	34.5	9
24	綾瀬市	5,212	27.6	21
25	海老名市	5,180	25.0	29
26	寒川町	5,100	27.4	22
	松田町	5,100	33.3	10
28	南足柄市	5,075	32.7	11
29	小田原市	5,060	30.2	17
30	茅ヶ崎市	4,980	26.6	25
31	葉山町	4,900	32.3	12
32	大井町	4,800	28.4	19
33	二宮町	4,700	34.7	8
神奈川県平均額		6,028		

※高齢化率は、神奈川県における平成27年国勢調査の結果等を踏まえた年齢別人口統計調査結果（推計値であり、実際の住民基本台帳等に基づく数字ではありません。）



.....

湯河原町高齢者生きがいプラン
湯河原町第8期介護保険事業計画

令和3年3月発行

【発行】 湯河原町介護課
〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
電話 0465-63-2111
HP <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>

.....